

令和7年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年3月6日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第8号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第3	議案 第9号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第10号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第11号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第12号	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第13号	飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第14号	飛騨市私債権管理条例について
第9	議案 第15号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第16号	飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第17号	財産の無償貸付について(飛騨市古川町下気多地内福祉施設整備先行取得地障がい者就労支援施設整備活用事業)
第12	議案 第18号	指定管理者の指定について(飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター、飛騨市宮川町保健センター)の変更について
第13	議案 第19号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川・河合デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター)
第14	議案 第20号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第15	議案 第21号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

令和7年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年3月6日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第22号	飛騨市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例について
第17	議案 第23号	飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について
第18	議案 第24号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
第19	議案 第25号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第20	議案 第26号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第21	議案 第27号	飛騨市保健センター条例及び飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する等の条例について
第22	議案 第28号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第23	議案 第29号	飛騨市学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例について
第24	議案 第30号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第25	議案 第31号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
第26	議案 第32号	字区域の変更について(古川町谷Ⅰ地区)
第27	議案 第33号	字区域の変更について(宮川町三川原Ⅰ地区)
第28	議案 第34号	飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第29	議案 第35号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
第30	議案 第36号	財産の交換について
第31	議案 第37号	負担付き寄附の受納について

令和7年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年3月6日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第32	議案 第38号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第33	議案 第39号	飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例について
第34	議案 第40号	令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第6号)
第35	議案 第41号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)
第36	議案 第42号	令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第2号)
第37	議案 第43号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第4号)
第38	議案 第44号	令和6年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
第39	議案 第45号	令和6年度飛騨市下水道事業会計補正予算(補正第2号)
第40	議案 第46号	令和7年度飛騨市一般会計予算
第41	議案 第47号	令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第42	議案 第48号	令和7年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第43	議案 第49号	令和7年度飛騨市介護保険特別会計予算
第44	議案 第50号	令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第45	議案 第51号	令和7年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第46	議案 第52号	令和7年度飛騨市給食費特別会計予算
第47	議案 第53号	令和7年度飛騨市水道事業会計予算

令和7年第2回飛驒市議会定例会議事日程

令和7年3月6日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第48	議案 第54号	令和7年度飛驒市下水道事業会計予算		
第49	議案 第55号	令和7年度飛驒市国民健康保険病院事業会計予算		
第50		一般質問		

○出席議員（13名）

1 番	佐 中	藤 田	克 利	成 昭
2 番	小 水	笠 原	美 雅	子 廣
3 番		上 吹	豊	孝 要
4 番				二 朗
6 番	6 森	端	浩 史	美 博
7 番	井 澤	田 川	清 文	憲 子
8 番	住 前	村 山	勝 恵	子
9 番	野 籠	原	美 邦	
10 番				
11 番				
12 番				
13 番				
14 番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都 藤	竹 井	淳 弘	也 史
副市長	下 谷	出 尻	尚 孝	弘 之
教育長	森 野	田 村	雄 賢	郎 一
総務部長	畑 野	上 村	あ 久	一 さ
企画部長	森 横	山 庭	英 裕	徳 樹
市民福祉部長	大 渡	邊 田	久 康	和 幸
商工観光部長	堀 佐	藤 口	丈 直	智 郎
農林部長	洞 上	畑	廣 浩	樹 之
基盤整備部長				司
環境水道部長				
教育委員会事務局長				
会計管理者				
消防長				
病院事務局長				
神岡振興事務所長				
財政課長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 倉	田 坪	浩 正	和 明
書記	川	端	嘉	恵

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

本日の出席議員は全員であります。

それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、3番、小笠原議員、4番、水上議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
から

日程第49 議案第55号 令和7年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

日程第50 一般質問

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第8号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから日程第49、議案第55号、令和7年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの48案件につきましては、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。48案件の質疑と併せて、これより日程第50、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に1番、佐藤議員。

〔1番 佐藤克成 登壇〕

○1番（佐藤克成）

ただいま、議長より発言のお許しをいただきましたので、これから私の一般質問をさせていただきます。今回大きく3点質問させていただきます。

まず1点目、ねんりんピック岐阜の開催について、2点お伺いします。令和7年10月18日から10月21日にかけて、岐阜県で第37回全国健康福祉祭ぎふ大会「ねんりんピック岐阜2025」が開催され、県内各地でスポーツやレクリエーションイベントのほか、健康づくり、文化、生きがいに関する催しが開催され、42市町村で計56種目の競技が行われる予定です。飛騨市では、10月19日から10月20日にかけて、サッカー競技で60チーム、1,200人規模を参集し、4会場7コートで交流大会が実施予定で、飛騨市実行委員会を組織し、飛騨市は実行委員会へ負担金として7,156万円を支出予定です。そこで、以下の点についてお伺いします。

1点目、飛騨市の負担金、財源について。ねんりんピックの愛称で親しまれ、今年で37回目の開催を迎える歴史のある大会です。健康長寿を伸ばすとともに、高齢者はもちろん、全ての人々が生涯健康で活躍できる社会づくりの実現という大会の基本方針を理解しつつも、厚生労働省や

岐阜県等が主催する大会に対して、飛騨市が7,000万円強という巨額を支出し、県から市への財源支援が3,500万円程度あるとしても、実質3,500万円程度の飛騨市財政からの持ち出しになり、飛騨市職員も通常業務に加え、サッカー競技大会の開催に備えなければならず、職員負担軽減のため、既存事業が休止になる悪影響も見られます。また、飛騨市民の多くは、ねんりんピックの大会が市内で開催されること自体を知らず、一部の大会関係者、参加者のための大会になってしまうことを危惧しております。そこで、飛騨市にとっての意義・効果、主な財源である地域振興を目的とした合併基金からの取り崩しが適当なのか、負担金の目算、大会運営にかかる経費はいつの時点で立っていたのか、市民から理解が得られるのかについて伺います。

2点目、大会参加者の宿泊・食事について。ねんりんピック岐阜2025宿泊等基本方針には、大会関係者が十分に力を発揮できるよう、安全かつ快適な宿泊施設や食事を提供することが定められ、会期中に大会参加者が利用する宿泊施設は、原則として各交流大会等会場地市町村内の施設とすることが定められていますが、飛騨市内で大会期間中1,200名を宿泊させる予定か、それが可能かどうか伺います。また、「宿泊に伴い提供される食事及び大会期間中に提供される弁当等は、衛生的で栄養的にも調和がとれ、かつ地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものになるように配慮する。」とありますが、飛騨市内で食事の提供が可能かどうか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

ねんりんピック岐阜の開催につきましてのお尋ねでございます。2点、一括して私からご答弁申し上げます。

まず最初に、ねんりんピック岐阜大会の開催におけるこれまでの経緯ということを申し上げておきたいと思っております。この大会は当初2020年に開催予定だったわけです。この中で、県から飛騨市にサッカー競技の開催地を受けてほしいという打診があったのが、その3年前の平成29年でありました。これは飛騨市がサッカー競技に盛んに取り組んでいるということが評価されたものでありまして、また、県を挙げての事業ということでもありましたので、市としては、この平成29年当時に開催を承諾いたしまして、翌平成30年に実行委員会を組織して、準備を進めておったということでございます。

ただ、この過程の中で、本大会の開催をするに当たっては多額の事業費を要するということが明らかになりましたので、飛騨市のような規模の小さい自治体が、非常に大きな費用と規模を要するサッカー競技を開催するには負担が大きいということから、県に対しまして十分な補助をいただけるように、繰り返し繰り返し強く要望しておったわけでありまして。その後、この2020年の大会は新型コロナウイルス感染症の影響で1年延期となりまして、2021年大会として開催されることになったわけでありまして。それに伴って、コロナ禍でありましたので規模が大幅に縮小して開催するということになりまして、その時点での事業費が、2021大会ですね、3,071万円という数

字でございました。これに対して県の補助金は、当時2,023万8,000円という補助金が出るということでもございました。

ところが、県がコロナ禍で財源不足だということになりまして、大会の直前に、県下自治体一律で2割カットだと、こういうことを言ってまいりました。飛騨市としては、実は大変強く反発をいたしまして、開催返上も辞さないということで満額確保を強く求めたわけでございます。この大会は結果、コロナ禍が長引いたということで、2021年大会は中止となったわけであります。中止になったということでこれで終わったと思っていたんですが、その後、県では改めてねりんピックを行うという意向を示されまして、令和3年10月に、ねりんピック岐阜2025大会開催に関する県からの意向調査ということが行われたわけであります。これに対しまして、県内42自治体のうちで唯一、私ども飛騨市のみが同意しないという旨の回答をいたしました。うちだけだったものですから、県からその後数回にわたりましてサッカー競技開催に何とか同意してほしいということで依頼が何度もありまして、そういったことがございましたので、財政的な十分な支援をいただくということが条件だということを付して、令和4年12月にサッカー競技開催を条件つきで承諾をしたというのが経緯でございます。

議員ご指摘のとおり、ねりんピック岐阜2025サッカー交流大会、昨年10月に行われた県からの大会開催事業費に係る第二次積算調査というものに対する報告金額というものがベースになるわけでありますが、地域活性化起業人登用の人件費800万円、これは人の不足を補うためのものです。国の支援がある地域活性化起業人を使うという形でそこをカバーしようということ、それが人件費800万円ですけれども、これを含めて全体が7,156万円、これが今予算に計上しておる金額ということになるわけであります。ですから、地域活性化起業人の登用分を抜きますと、大会開催に係る直接の経費は飛騨市実行委員会への負担金6,356万円ということになるわけであります。これは予算資料のほうにも書いてございます。それに対する県の補助金、これが幾らになるかといいますと、補助率は事業の区分によって異なりますので、全部積み上げますと総額で4,000万円余りということになっておりまして、市の真水の支出は2,300万円余ということになる見込みであります。

議員から2分の1で3,500万円という数字もありましたが、この2,300万円というのが市の真水支出になるだろうということでもあります。とはいえ、非常に大きな金額でありまして、大きな財政負担になるということなものですから、県の担当部局に対しましては、もし1円でも補助金がかットされるような事態があれば、直前であってもその時点で開催を中止して返上するというのを強く申し上げておりますし、私も県庁へ行きました、担当者にも会うたびに、1円でも補助金をカットしたら即返上するからということ強く申し上げております。なお、この県の補助金ですが、市ではなくて実行委員会に直接交付されるということになっておりますので、市の実行委員会に入った後、その分は市に戻し入れをされるということになります。したがって、当初予算の資料を見ますと、その金額が入っていないものですから、ここちょっと誤解を招きがちなので、あらかじめそういう形になっているということをこの場で申し上げさせていただき、この点についてはちょっとご容赦をいただきたいということでもございます。もちろん大会終了後に清算をいたしますから、節減に努めればその分余剰金が出ますので、それも戻し入れが来るということになりますから、極力執行段階の節減にも努めたいというふうに考えておるところでございます。

す。

他方で、負担金の中身なんですけど、全部で6,356万円あるわけですけども、何に使われるかといいますと、7割以上となる4,500万円は会場の設営費でありまして、仮設テントとかそういったものに当たるといことでございます。そうなりますと、飛騨市にとっては負担が非常に大きい上に、その金額はテント代とかで出ていくので、あまり大きなメリットが得られないということがあるのは事実でございます。また、お尋ねのありました大会参加者の宿泊、食事の手配ということは、全て県が委託する事業者により行われるということになっておりまして、しかもこれは、ねりんピックというのは60歳以上のシニア世代を対象とした交流大会と、競技というよりも交流大会の位置づけですので、民宿のような宿泊施設は好まれない、皆さんお泊まりにならないという特徴がございます。そもそも、飛騨市内の宿泊施設は絶対数が極めて少ないので、1,200人というキャパシティーはなかなか吸収ができない。その上に、民宿のような施設は好まれないということになります。さらに、今ある施設でも高齢化等の現実もございまして、受け入れが難しいということで、今現在の調査によりまして、大会参加者宿泊の受け入れに手を挙げた事業者は僅か5件ということにとどまっております。そうすると、参加者の多くは高山市内に泊まられるということになります。

また、大会に参加する選手の食事につきましても、県の委託事業者の差配により行われるということになっておりまして、大会中の選手の弁当の手配は高山市内の事業者へ既に依頼されているということでもあります。なお、この2日間の大会日程で延べ750名程度の大会運営スタッフがいるということですが、このスタッフ弁当は飛騨市実行委員会で準備を行いますから、全て市内事業者へ発注を手配をするということにしておるわけでございます。

こうしたことを考えますと、かかる費用に対しまして飛騨市への効果は限定的であるというふうに認識をいたしてございまして、飛騨市だけの事情を考えれば、正直申し上げまして現段階においても今大会の開催は本意ではございません。しかし、県を挙げての大会であるということ、そして、競技種目としては最も参加者が多い、重要なサッカー競技を担っているという責任、こうしたことを考えますと、飛騨市単独でのメリット、デメリットということはもちろんありますが、そういうことに加えて岐阜県の一員としての飛騨市という位置づけの中で、この大会の成功に向けて協力して取り組んでいくことが必要だというふうに考えておるところでございます。

この大会の負担金の財源、真水でいきますともっと減ってきますから、先ほど言いましたような金額になりますけども、これに合併基金を充てるのが適切なのかというご指摘でございます。これが適当かと言われれば、趣旨に合致していない部分があるのは事実だということは認めざるを得ないということです。しかし、現在の財政状況の中で、後で投入される補助部分があるとはいえ、一時は事業費を一般財源から出さないといけない。一般財源でこの金額が出せるのかというと、今年の予算編成の中ではとても無理であったということです。かといって、ふるさと納税を充てるのかということになりますと、ふるさと納税ではなかろうと、これは寄附の目的に合わないということになりますから、そこで、合併以来、県からは様々な支援をいただいております。そこに対する恩返しという考え方もありますし、苦渋の決断ということで合併基金を充当したというのが事実でございますので、この点については何とかご賢察をいただきたいというふうに考えております。

ただ、こうしたことはありつつも、本大会を開催する以上は、議員ご指摘のような一部の大会関係者のための大会とならないように、市民への広報PR活動にも十分努めてまいりたいと考えておりますし、この3月には県からねりんピック開催にかかる懸垂幕が配布される予定となっております。7月には、県と連携して、市内のイベントと合わせた広報キャラバンを実施するという予定もいたしておりますし、飛騨市実行委員会においても独自の横断幕やPRグッズを作成しまして、市内全体の機運醸成を図っていきたいと考えております。また、開催時に当たりましては各会場において市内保育園児等による応援観戦を予定しておりますほか、市内関係団体等と連携したおもてなしコーナーや特産品販売、健康づくりコーナーなどのブースを設けることといたしております。多くの市民の皆様方の参加をいただきながら、この大会を少しでも市の魅力を全国に発信して、今後のまちづくりにつなげられるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、近年、県において皇室を招くような大きな行事の開催が続いておるわけですが、それによって、今回のように市町村や県内企業、県民に過重な負担を強いるというケースが見られております。形式的には、県下全体で賛同した形になっておりますけれども、今申し上げたように、実態としての受け止めは様々でございますので、今後、同様の行事が県において開催される際にはしっかりと意見を申し上げて、こうした一方的な負担を強いることがないように、この点については重々強く申し上げていきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○1番（佐藤克成）

大変分かりやすく、信頼できる答弁を市長のほうからいただきましてありがとうございます。何点か再質問させていただきます。令和4年12月において、条件つきで十分な支援ありきということで、市長の判断で承諾をされたと思うんですけれども、総事業費7,156万円に対して県の支援が4,000万円余り、市の真水の支出としては2,300万円余りということになりますが、県の支援として4,000万円というのは、令和4年12月に考えていた十分な支援に足り得るものなのかどうか、お伺いしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

本当は全部持ってもらいたいんです。なので、その点から考えれば十分かといえは十分ではないんですが、前回の比率から考えますと、この程度なのかなというふうに思います。ただ、これは飛騨市のみのルールではなくて県下一律のルールの中で決まってくる話ですから、ただ、前回のように、財政状況が厳しいからといって直前に切ると、こんなことがあればもう即返上だということを強く申し上げているので、この点については満額しっかりとルール化されたものは1円残らずいただくということできちんと対応していきたいというふうに思っております。

○1番（佐藤克成）

市長も飛騨市実行委員会の会長として責任ある立場で、何とかやるとなったからこそには全力を挙げて取り組まれるかと思うんですが、市の財政の負担が大きいということで、仮の話にはなってしまうんですけれども、今現時点で自分自身この質問を考えたときに、正直言葉は悪いんで

すけれども、とんでもない話だというような感触を持って質問に臨んだわけなんですけれども、先ほどの最初の市長の答弁をお聞きして、十分納得できる部分、納得しないといけない部分があるということを理解を深めることができました。ただ、議会として、この事業に賛同できないとなった場合、団体の意思としてそういったことを議会側から仮に出すことがあれば、議会側が反対を表明するということがあれば、市長はどのようにされるのかお伺いしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

議会でこの予算が削除される、あるいは否決されるということがあれば、当然予算の支出ができませんから、県に対しては、議会で予算が通らなかったのも、このねりんピック大会のサッカー競技はできませんということを申し上げて、手を引くということになると思います。

○1番（佐藤克成）

この件に関しては、来週以降の予算特別委員会の中でも十分、ほかの議員も含め、質疑等で協議、検討していきたいなと思います。

次の質問に移らせていただきます。持続可能な飛騨市について2点お伺いします。今定例会開会に当たり、市長は就任以来、一貫して取り組まれてきた「元気であんきな誇りの持てるふるさと飛騨市」のスローガンの下、人口減少先進地として最大の課題である持続可能な飛騨市づくり、市役所づくりをさらに深化させると説明されました。持続可能な市役所づくりについて、働きやすい職場環境づくりのため、勤務時間外における自動音声電話の導入、職員の軽装スタイル勤務の通年化、養育する子のある職員の時間外勤務の免除期間延長など、実施予定と伺いました。その中で、岐阜県職員と飛騨市職員との間で産前休暇の取得期間に差異が見られることから、以下の質問をさせていただきます。

1点目、市役所の産前休暇規定の見直しについて。實際上、岐阜県と飛騨市では産前休暇期間に差異が見られ、岐阜県では出産予定日の8週前、飛騨市では出産予定日の6週前から取得可能となっております。労働基準法上は予定日の6週前から取得可能とされており、国家公務員は法律と同じ6週前から取得が可能で、予定日の8週前から取得可能なのは全ての都道府県や指定都市に見られる傾向です。総務省の「令和元年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」によると、全ての都道府県・指定都市で産前休暇の休暇期間が国と異なっているとあり、つまり、法律で認められた6週前という期間よりも長い期間が認められているということが分かります。さらに、1,721の市区町村のうち、休暇期間が国と同様なのは460自治体で26.7%、休暇期間が国と異なっているのは1,261自治体で73.3%となっており、大多数の自治体では産前休暇の期間の見直しが進み、法律の定める最低基準よりも長く休暇期間を設定していることが分かります。いまだ、飛騨市、高山市、下呂市は見直しがされず、労働基準法に定める最低基準のままとなっております。県と市の制度上の差異をなくし、より母体保護を手厚くし、選ばれる飛騨市にするために、産前休暇規定の見直しについて市長のお考えをお伺いしたいと思います。

2点目、市内事業者の産休取得推進について。令和7年度当初予算においても、県内初となる妊産婦の医療費助成や高校生年代対象の医療費助成の現金給付化への運用見直しなど、子育て世代に対してより手厚い支援が盛り込まれ、非常にありがたく思います。一方で、少子化に歯止め

をかける特効薬のようなものはなく、ものすごいスピードで少子化が進んでおります。人手不足により、妊婦が産前休暇取得の直前まで職場の周りの人と同じように仕事に追われ疲弊している人の話を聞いたりすると、産前休暇が出産予定日6週前から取得可能というのは法律の定める最低限の基準であって、非常に不十分と感じます。市内事業者のほとんどが中小零細企業で、産休制度を充実させられる会社も限られていると思います。そこで、安心して産み育てられる職場環境整備の推進のため、労働基準法に定める産前休暇期間よりも長い期間の休暇に従業員に取得させた市内事業者に対して、補助金を創設する考えはないかお伺いします。また、市内事業者で働く労働者の産前休暇の取得状況、期間及び取得率を把握されていたら、併せて教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

私からは、1点目の市役所の産前休暇規定の見直しについてお答え申し上げます。議員ご指摘のとおり、国全体では、7割以上の市区町村で国と異なる取り扱いがされていますが、岐阜県内においては、21市のうち令和7年2月末時点で国と異なる取り扱いをしているのは、岐阜市、関市、各務原市の3市のみで、県内では1割程度の導入にとどまっております。この件については、市としてこれまで十分な認識がありませんでしたが、議員からのご提案をいただき、持続可能な市役所づくりの実現のためには制度として整える必要があると考えたところでございます。そこで、早速、令和7年4月から、産前休暇の取得可能期間を出産予定日の8週間とすることといたしました。これにより、出産する職員が選択できる幅を広げ、安心して働ける環境を整えてまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは、2点目の市内事業者の産前休暇取得推進についてお答えいたします。現在、市では、産前産後休業等で退職することなく、安心して働くことができる職場環境を支援する補助制度として、飛騨市女性社会進出促進補助金を設けておりまして、産休育休などに伴う臨時社員の雇用費用について、対象事業費の2分の1、上限50万円を市内事業者に対し支援を行っております。なお、過去3年間の利用件数は1事業者のみとなっております。なお、労働基準法に定められた6週間を超える産前休暇に対する対応は、各事業者の判断に基づき運用されているところであり、産前休暇の取得状況については特段把握をしておりますが、妊婦については、女性労働基準規則で就業を制限する業務の範囲が定められているほか、労働基準法では、本人から請求があった場合に、軽易な業務への転換や時間外労働、休日労働、深夜業の制限が規定されております。市といたしましても、市内事業所の人手不足や女性活躍という観点からも、妊産婦に対する職場での配慮や市で行っている補助制度について、さらには、先ほど総務部長から答弁がありました市役所の産前休暇規定の見直しも含め、飛騨市経済連合会や各商工団体等を通じて周知啓発してま

います。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○1番（佐藤克成）

1点目の質問について、市役所の産前休暇規定の見直しについて、従来の6週間から8週間に、もうすぐ令和7年4月から規定を見直しされるということで、大変喜ばしいことだと思います。

2点目について、女性活躍推進事業ということで、1事業者当たり50万円の補助があると言われたのですが、聞き漏らした部分もありますので、もう一度ご説明いただけますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今ほど申し上げました飛騨市女性社会進出促進補助金につきましては、5種類助成の種類がございますけれども、その1つとして、産休や育休などに伴う臨時社員の雇用費用につきまして、対象事業費の2分の1、上限50万円を支援しております。

○1番（佐藤克成）

今の制度については勉強不足で把握はしてなかったんですけども、産休を取得された介護事業者については、その手当てがされると知識としてあったのですが、ほかの業種については直接そういった制度がないものと認識しておりましたので、今回の飛騨市の産前休暇規定の見直しに併せて、市内事業者に対しても直接、産前休暇の取得、期間延長、取得率向上に向けて、何か具体的な市の施策が今後検討されるようなことがあればと思い、質問をさせていただきました。

先ほど答弁にありました飛騨市経済連合会ですとか、市内の商工会と連携を深めるということ、そういった事業を進めていけるように連携を取ると言われたのですが、1歩踏み込んで、今後、制度設計として、介護事業者に対して今行っているような支援をほかの業種にも広げていくというようなことは検討されるご予定はありますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今現在は検討の予定はございませんけれども、これからも飛騨市経済連合会ですとか商工団体から事業者の皆さんの実情ですとか、お声を聞きながら、必要があるようでしたら検討してまいりたいと思います。

○1番（佐藤克成）

今回質問させていただいて、飛騨市においては産前休暇の規定が見直されるということで、他の近隣市町村と比べるわけではないんですけども、高山市、下呂市に先駆けて飛騨市が取り組まれるということを高く評価したいなと思いますし、こういったことが当たり前のように他の市町村にも広がっていけばいいなと思ひまして、今後も飛騨市がそういった施策に関心を寄せ続けて、どんどん推進していければなと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。3点目、ごみの分別・減量化について2点お伺いします。先日、飛騨市クリーンセンターで行われたごみのリサイクル基礎講座を受講し、ごみ処理の現状やごみ分別の必要性について学び、大部分の処理費用が公費によって負担されていること、

過去1人当たりのごみ排出量は横ばい状態であること、自治体間によって分別回収方法に異なる部分があり、ごみ分別にはまだまだ個人において学習・改善の余地があることを感じました。そこで、以下の点についてお伺いします。

1点目、ごみの種類ごとの分け方、出し方の徹底について。プラスチック製容器包装も紙類もペットボトルも焼却できますが、なぜ分別が必要なのか、改めて市民の方に理解していただく必要を感じます。例えば、可燃ごみとして出されるものの中、多くは紙類であり、紙類は紙類として別にごみ出しが可能であり、紙類は焼却ではなくリサイクルされます。また、プラスチックごみの中には、ある特定の商品の容器が必ずと言っていいほど、紙類のラベルがついたままごみに出されていました。こうした分別の不備については、ごみカレンダーや回覧板による周知などが行われていますが、市民一人一人に分別について時間を割いて考えていただく機会が必要だと感じます。例えば、学校でごみ出しの方法について生徒が学び、家庭に持ち帰って反映させるなど、プラスチック一括回収の実施に向けて検討が始まるこの機会に、市民周知の取り組みについてお伺いします。

2点目、可燃ごみの処理費用の個人負担割合について。可燃ごみ処理にかかる支出が約3.2億円、ごみ処理収入が約4,300万円で、可燃ごみ大1袋当たりの処理量が298円、1袋5キログラム計算で、販売価格が1袋当たり52円であるため、処理料の個人負担は約18%です。1人当たりの年間ごみ排出量は約222キログラムで、1人当たり約1万3,000円の処理費用がかかっている計算になります。近年、1人当たりのごみ排出量が横ばい状態であることから、各個人においてより一層ごみの減量化、紙類への分別誘引のため、可燃ごみ袋の価格改定について、その必要性について見解をお伺いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、ごみの分別・減量化について、1点目のごみの種類ごとの分け方、出し方の徹底についてお答えいたします。市では、これまでごみのリサイクルについては、市民の皆様にもご協力いただきながら積極的に進めてまいりました。その結果、飛騨市のリサイクル率は令和4年度の実績で21.1%と全国平均の19.6%を上回っており、市民の皆様の取り組みの成果であると考えています。リサイクルに欠かせないごみの分別については、分別の必要性や方法などについて、これまでも様々な方法で市民への周知や啓発活動に取り組んできましたが、残念ながら、現在でも違反ごみの混入は一定数見られます。

ごみの分別に関しては意識啓発が非常に重要であり、ごみ分別の必要性や方法を分かりやすく伝え、市民の理解度を高めていくために丁寧に取り組んでいく必要があります。これまでに、分別に関する周知方法としましては、保健衛生カレンダーへの違反ごみの事例など、詳細な分別方法を掲載しているほか、ホームページやチラシなど様々な方法で周知を行っていますが、令和4年度からはごみ出し支援アプリ「さんあ〜る」を導入し、手軽に分別方法を検索できるようにしました。アプリでは、分別方法に迷うような事例は随時情報を更新するなど、より分かりやすくなるように運用しており、年々登録者は増え、現在は2,500人以上の方にご利用いただいています。

す。また、環境審議会の場合などを通じ、分別したごみが、その先でどのようにリサイクルされているのかが分かると、市民は、より積極的に分別に取り組めるのではないかと意見をいただいたことから、昨年度は、ごみの種類ごとにごみの現状と分別方法や必要性、また、リサイクルのその先などを見える化した「資源ごみリサイクルガイド」を作成し、全戸に配布するとともに、市民講座などで活用しており、現在第2号の作成を進めております。

そのほかにも、ごみ処理の現場を知っていただくために、市民を対象とした民間リサイクル施設や市有施設の見学会、分別基礎講座の実施などにも取り組んでおりますし、市内の小学4年生には社会科の授業の中で、毎年リサイクルセンターやクリーンセンターを見学してもらい、ごみ処理やリサイクルについて学んでもらっています。このような現場体験を通じ、ごみの分別に関する知識を学んでいただくことで、分別に対する知識と理解を有した方を増やし、家庭や地域で生かしていただくよう、取り組みを推進してまいります。

さらに、令和7年度には脱炭素化事業の取り組みとして、家庭でできる行動メニューや脱炭素の必要性を解説したアクションガイドの作成を計画しておりますが、その中でも、脱炭素の視点からごみ減量化の取り組みや分別の必要性などについても記載し、子供から高齢者まで幅広い世代に取り組みのきっかけとなるようなものにしたいと考えています。この取り組みについては将来を担う子供たちと共同して取り組み、子供たちからも情報発信をいただけるようなことも考えています。ごみのリサイクルには市民の皆様の積極的な取り組みが欠かせませんので、今後も様々な場や情報媒体を活用し、ごみのリサイクルや分別の意識が高まるよう、丁寧に周知、啓発に努めてまいります。

続いて、2点目の可燃ごみの処理費用の個人負担割合についてお答えいたします。まず、飛騨市の指定ごみ袋の価格設定の考え方についてご説明いたしますと、飛騨市では、ごみ処理に対する意識啓発とごみの減量を目的として、合併以前の旧町村時代から指定ごみ袋の有料化を導入してきました。現在、飛騨市のごみ袋は可燃用が大、小、極小、プラスチック製容器包装用、紙類用の5種類あります。価格は可燃用の大が1枚52円、小はその半分の26円、極小はさらに半分の13円です。また、プラスチック製容器包装用、紙類用は、容量が可燃用大と同じで、価格は1枚10円です。可燃用の5分の1程度と低い価格に設定することで、分別リサイクルへの誘導を図っています。

近年は全国的に有料化を導入する自治体が増えており、県内でもごみの減量や資源化の促進を目的として有料化する流れにあり、ほとんどの自治体で有料化が導入されています。飛騨市の現状としましては、可燃用大1袋当たりの処理費用に対し、個人で負担されるごみ袋料金の割合は約2割程度となっておりますが、県内での可燃用大を取り上げて比較しますと、多くの自治体が1袋50円前後となっており、飛騨市は県内では平均的な金額となっております。

ごみの減量を考えていく中で、議員のご意見にあるごみ袋の価格改定による分別の誘導を図ること、例えば可燃ごみ袋を値上げする代わりに、プラスチック用や紙用ごみ袋を値下げ、あるいは無料とするような方法も考えられますが、ごみ処理の手数料につきましては、これまでも様々なご意見をいただいております。市民感情や市民生活、市財政への影響など、総合的な観点から慎重に検討する必要があると考えております。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○1番（佐藤克成）

1点目のごみの種類ごとの分け方、出し方の徹底について、いろいろな勉強会ですとか、見学会を通して1人でも多くの市民の方に、分別について習熟度を上げていただくような機会が大変設けられていると思います。この3月においても、自分が先月受けたようなリサイクルの基礎講座、もう2回ほど開催予定ということを確認しておりますので、地道な活動にはなるかと思うんですけれども、引き続き進めさせていただきたいと思いますし、自分が参加させていただいた中では実際のごみ処理場の作業現場、各ごみごとの仕分けの作業の様子については、ほかの市民の方も大変興味深く、熱心に見られていましたし、そういったところは本当に興味、関心が深まる場所だと思いますので、ぜひ積極的にそういった機会を設けていっていただければなと思います。

2点目の価格改定については、結論として、市民感情であったりとか、経済状況を考慮して慎重に検討する必要があるということを答弁されましたけれども、ここ何年か、10年単位で見ますと1人当たりのごみ量は変動することなく来ているわけですから、何かきっかけではないですけれども、そういった状況を変えるために何か行動を起こす必要があると思います。その1つとして、可燃ごみの手数料を引き上げることがまず考えられるんですけれども、自分の知るところによると、財政が豊かな各務原市とかは、可燃ごみについては無償で今来ていると思うんですけれども、飛騨市のような、財政がそこまで豊かではないところについては個人負担というのが重要になってくると思いますし、現状2割しか個人負担されてないということになりますと、1人当たりのごみの排出量というのは、平均すると近年横ばいなんですけれども、ごみ出しの分別によっては個人差が出てくるところだと思います。

ごみ袋を買えば出せる現状ではあるんですけれども、残りの8割以上は公費、税金で賄われているということからしますと、ごみを少なく努力した人は、ごみ処理料は安いんですけれども、ごみを多く出す方に対して余分に自らの税金が投入されているというような見方もできると思いますので、個人負担割合18%弱というのは、もう少し引き上げる余地は十分にあるのかなと。負担感が強まることによって、ほかの紙類、プラスチックごみへの分別が進むということもありますし、市民感情、市民の経済状況と言っていられるような状況ではないと考えます。清掃処理施設に毎年多額の修繕費が計上されているように、個人のごみ処理にかかる手数料だけでは全く賄えない状況ですので、市民の声をよく聞くことも大事ですけれども、結局、市民が払っている税金で運営されているものですので、一番はごみの減量化につながる必要があると思います。

ここで改めて聞くんですけども、可燃ごみ袋の料金を設定するに当たって、どういう流れで決められていくのか、市民の区長だったり地域の代表者の方も迎えて、そういった議論をする場があるのかどうか、お伺いできたらと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

ごみ袋の価格、手数料につきましては、これまでの経緯をご説明いたしますと、市町村合併時には可燃ごみ袋（大）で1枚68円でした。同じく小が半分の34円ということ。また、プラスチック、紙類につきましては、1枚30円という設定でした。これにつきまして、当時市民の皆様等から高いのではないかというような意見が多くございまして、当時の県内市町村

とか、全国の事例なども踏まえて価格改定をいたしまして、平成21年から50円に値下げをしてきたところでございます。その後、消費税等の改定に伴いまして、現在の可燃用の大で52円というような価格設定にしております。

この価格につきましては、可燃ごみの処理料が無料のところは非常にゴミが出しやすいことから、ゴミを出す抑制につながらないということで、ゴミが多いというのは全国的な統計として出ておりまして、そういう状況から、先ほど申し上げましたとおり、全国的にもゴミの処理を有料化する自治体が増えてまいりまして、県内でも、私どもが承知しておるにはゴミを無料で処理しているところはほとんどございません。もう2、3の市町ではないかと思うんですけども、近年でも有料化にしてくるところが増えております。そういう中で、これまでもこの有料化によって、飛騨市のゴミの排出量は全国平均に比べて少ない量になっておりまして、十分効果は発揮しておると考えております。また、プラスチック製、紙類の料金も非常に安価な値段にしております、ゴミ袋の原価を下回るような価格に設定しております。もうこれ以上上げることができないのではないかと思うぐらいの料金にしておりますので、これにつきましても、少しでもプラスチック、紙のほうへ回していただければ、ご家庭の負担が減るような設定にしております、誘導効果も十分発揮しておると考えております。

先ほど申し上げましたとおり、様々な意見があるということを申し上げましたけども、今でも、ゴミの処理料が高いのではないかというような意見のほうが多くございまして、それにつきましては、これまで議会の中でも、県内市町村または全国的に見てもそれほど高額な料金をいただいているわけではないということを説明もさせていただいてきたところでございますので、議員のご意見のように、個人負担を増やせばいいのではないかというようなご意見もあろうかと思っておりますけども、逆の意見もございまして、慎重にやっていかなければいけないと思っておりますし、それにつきまして、現在特にいろいろな場で検討する場を設けておるという状況にはございません。

○1番（佐藤克成）

現状の金額についても、いまだに高いという声が寄せられるということで、その際に、個人負担割合が18%だということはきっちり説明された上で、それでも高いとおっしゃられているような状況なのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

料金の割合につきましても、ごみリサイクルガイド等にも、今申し上げましたとおり約2割程度の負担をいただいておりますというようなことも言っておりますし、勉強会、学習会の折にもそのような説明もしております、一定のご負担をいただいておりますということはご理解いただけるように説明をしておりますのでございます。

○1番（佐藤克成）

現状は、ゴミを多く出す人が得をしているというような状況です。個人負担割合が18%ということですので、ゴミを多く出している人は負担感が少ないというような見方ができますので、市民の皆様理解をいただきながら、検討していただく必要があると思います。理解が得られない

としても、どこかで市民のほうに負担が回ってきますので、よりよい方向にということを第一に考えていく必要があります。

可燃ごみの中に、まだ今、紙類に回せるものが混入しているということで、それをうまく紙類へ、プラスチックのほうへ分別の誘導ができたとしても、分別には人件費がさらにかかってきます。第1選別というようなことで、プラスチック、紙類を業者に引き渡す前にクリーンセンターのほうで作業される方が分別をされると思うんですけども、可燃ごみは燃やしてしまえば分別もしなくて済むし、一番すっきりすると思うんですけども、ごみの減量化については分別しか方法が残っていないと思います。うまく今後、可燃ごみの減量化ができて、プラスチックごみ、紙類への分別が進んだとした場合、分別に関わっていらっしゃる作業員の経費がかさむと思うんですが、そういったところはどこで吸収するおつもりなのかお伺いしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

議員おっしゃられるとおり、燃やす場合とリサイクルに回す場合、リサイクルに回せば処理料が安価に済むというわけではございません。逆にリサイクルのほうで処理料がかかっている場合もありまして、一概にリサイクルに回せば経費が安くなるという状況ではございません。ただ、現在、こういう環境に配慮する社会構造の中で、使えるものはリサイクルに回して使っていくという流れの中で、ただ金額だけを比較するのではなくて、市民の社会に及ぼす行動の1つとしても、なるべくリサイクルを推進していくという中で進めている面もありますので、この部分を全て吸収するにはどうするのかという問いに対しましては、全ては吸収はできませんけれども、全体的な社会の環境に対する考え方の中で、1つの取り組みとして飛騨市はリサイクルをやっているということで取り組んでおるところでございます。

○1番（佐藤克成）

リサイクルに対する姿勢というのはまさしくそのとおりだと思うんですけども、今お聞きしたかったのは、分別に経費がかかってくるので、そういったことも含めてどこでコストを賄うのか、捻出するのかというところは議論していかないといけないなと思います。今回、可燃用ごみ袋の価格見直しなんていうことを問題提起させていただきましたけれども、決して市民の代表である議員の1人である私であっても、こういったところは呼び水として問題提起をさせていただいて、今後、執行部のほうでも環境課のほうでも議論をしていただけたらなと思って今回質問させていただきました。

今回の質問は以上とさせていただきますと思います。

〔1番 佐藤克成 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で1番、佐藤議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩いたします。再開を午前11時10分いたします。

（ 休憩 午前11時02分 再開 午前11時10分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

4 番、水上議員。

〔4 番 水上雅廣 登壇〕

○4 番（水上雅廣）

発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、公共施設の整理統合などについてということでお尋ねをいたします。今回の冒頭に市長の新年度予算方針をお聞きしました。相当なご苦労があったことはいかがい知ることができました。その中で財源の見通しが立って、弱い立場の方への支援、あるいは公共土木事業の確保、あるいは一番心配しておりました地域振興費、このことについてもしっかりと確保をいただいて、市民生活に影響を及ぼすような事業の縮小とか、そういったことはなかったんだというふうに認識をさせていただきまして、心配は杞憂に終わったなといって胸をなで下ろし、ほっとしているというのが心境でございます。

ただ、国のほうでは103万円の壁なんかは一応結論が出たような出ないような、先送りと言ったほうがいいような感じだというふうに思っていますけれども、そうした課題も多くあって、次年度以降も市のほうに影響を及ぼすようなことも多々出てくる可能性もあるのかなと。そうした中で、より充実した予算とするために、今後また取り組みはさらに重要になるんだろうというふうに思います。今回、総合政策指針と行財政運営の素案が示されましたので、まだ市民の意見を伺っている段階ではあるかとは思いますが、公共施設の管理運営というところで少しお尋ねをいたしたいと思います。

中の文章をそのまま読ませていただきますけれども、「これまでは現有資産を有効に長く使うという考えから、基本的に長寿命化を前提としていましたが、厳しい財政状況と社会情勢の中では、あえて長寿命化を図らず、老朽化による廃止という選択も、今後は増やさざるを得ません。加えて、延命化する場合においても、機能の全てを維持するのではなく、規模縮小や一部廃止によるコスト縮減を前提に、維持する施設を選択し、集中的に投資していく必要があります。」というように書いてありますし、また、維持管理費が高額な施設への対応として、「4種（宿泊、温浴、スキー場、人工芝）20施設については、維持管理費が高額で上記課題が顕著であることから、施設の今後の方向性検討に優先的に取り組みます、特に、民間による施設の有効活用が、市の財政的にも、地域の活力維持の面からも、最も効果が期待されると考えられることから、譲渡、貸付、委託等のあらゆる民間活用を検討します。」というふうにあります。今後ますます一般財源の確保というものが厳しくなるというようなことも考えられる中で、施設の維持管理費の縮小といいますか、こうしたことの考え方というのは、是々非々というか必要なことになってくるのかというふうに思いますが、そうしたことを思いながら3点質問をさせていただきます。

まず、20施設の今後の方向性についてですけれども、その方向性については、「本指針の期間である5年後（令和11年度末）までに決定することとし、10年後（令和16年度末）までに今後の投資必要額を3割削減することを目標とします。」ということになっております。3割削減までの具体的なスケジュールや方法、これをどのようにお考えになっているのか伺いたと思いますし、民間活用の検討に加え、統合、廃止の検討もされるのか、併せて伺いをいたしたいと思えます。

次に2つ目、広域での集約化等ということですが、令和7年1月23日に総務省から技術的な助言ということでもありますけれども、「複数団体による公共施設の集約化等に係る取り組みの推進について」というような通知が出されております。1つは、広域的な公共施設の集約化などを円滑に進めるため、複数の地方公共団体による公共施設の集約化などに向けた調査検討費用及び集約化等の円滑化のための経費について、令和7年度から新たに特別交付税措置を講じるというようなこと。それから2つ目には、地方公共団体が公共施設の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債、集約化・複合化事業ということで充当率が90%、交付税措置率が50%というふうに書いてありますけれども、この対象が拡充、要は集約化・複合化に伴う施設の除却事業、ここまで含まれたと、これが対象に追加されたということだそうです。こうした事業についての具体的内容について、あるいはこの制度について活用を検討されているのかどうか、伺いをいたします。広域での施設集約、市有施設の除却についての見解をお伺いしたいと思います。

それから3つ目、今年度の事業で公民館をコミュニティセンターへ変更し、利用要件を緩和していただくこととなります。香愛ローズガーデンについては交流等の利活用が促進されるようにというふうなことで事業が掲げられております。こうしたことを積極的に取り組んでいただいて、ありがたいなというふうに思います。ただ、こうしたことを含めて、他の施設においても一体的な施設利用や運営管理ができるように用途区分、管理区分、こうしたものについて変更を加えることができないのか考えていただきたいなというふうに思うんです。宮川町を例に取れば、西忍の宮川スポーツ公園の周辺施設、ナチュラルみやがわだったり、宮川町市営プールであったり、土間付体育館であったり、老人福祉センターであったり幾つもあるんですけれども、そうしたものは全部所管が違う、管理運営計画も違う。それが原因ばかりとは言いませんけれども、一体的な価値の付け方、付加価値がつかない、そんなことも考えたりもするわけです。施設建設時の補助事業の関係とか、設置条例いろいろ、その縛りを解くことはなかなか難しいかもしれませんが、今後の地域振興を図っていく上ではこうしたことは必要なことではないかなというふうに思います。それについての見解をお尋ねをいたしたいと思えます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔建築企画監 砂田健太郎 登壇〕

□建築企画監（砂田健太郎）

1点目の20施設の今後の方向性についてお答えします。今後の3割削減までのスケジュールについてですが、現段階では、具体的なスケジュールについて明確に定めてはおりません。それぞれの施設には利用者や関係者がおり、非常にデリケートな課題を抱えておりますので、

特に費用や機能の重複といった課題が明確である20施設について、一つ一つ本格的な検討を始めたいと考えている段階です。今回、行財政運営の方針で例示をしました4類型20施設については、特に投資的経費が多くかかっているものです。20年前の合併時点では、老朽化が進んでいた施設は少なかったことから、これまでは設備の故障や大修繕が必要な状況となった場合でも、多少の投資で機能が維持できるのならばという判断により延命がされてきました。しかし、20年が経過した現在では、ほとんどの施設で老朽化がかなり進行しており、突発的な故障発生や経年劣化による設備更新で再投資の必要に迫られています。特に、類型ごとに機能が重複する施設については、今後のさらなる人口減少が見込まれる飛騨市において、全てを維持することは不可能であり、いずれはその一部の廃止を含む整理・再編を検討することは避けられないと考えております。

施設の廃止や転用をすることについては、施設近隣の方にとっては不便であるとか、寂しいと感じられることもあろうかと思いますが、各地域に存在する全ての施設を市全体として支えることができない段階に来ているということ、全市民の皆様にご理解いただきたいと考えております。また、施設の廃止等をする場合には、特に指定管理施設の従業員の雇用にも関連することであり、急な対応とならないよう十分な配慮を要すると考えております。その上で、再編の検討を行うに際して、特に民間譲渡については市が投資することなく施設を維持することが期待できることから、民間譲渡が可能な場合には最優先で検討を行うこととします。

2点目の広域での集約化等についてお答えします。議員ご指摘の公共施設の広域集約化経費の特別交付税措置と公共施設等適正管理推進事業債の拡充については、市でも承知をしております。まず、広域的な公共施設の集約化についてですが、当市の場合は、施設の広域化という場合には高山市、下呂市などの自治体との連携が想定されます。現段階では、具体的な検討を行っている施設はございませんが、将来的に広域化による施設整備が合理的であるという状況となった場合には検討を行うこともあり得ます。次に、公共施設等適正管理推進事業債の活用についてですが、今回の制度拡充によって、これまで対象とならなかった施設の解体経費についても対象となるため、可能であればぜひ活用したいと考えており、適用条件等について、現在、情報収集をしているところです。

3点目の施設の用途・管理区分についてお答えします。議員が取り上げられた宮川町西忍地区においては、宮川スポーツ公園、宮川町市営プール、宮川アリーナ、ナチュールみやがわの4つの公共施設がございます。これら施設の連携によって、例えばスポーツ合宿誘致などが可能ではないかということは市でも検討したことがあり、ナチュールみやがわの指定管理者に宮川スポーツ公園を含めた群管理の可能性について打診したことが過去にありました。しかしながら、宮川スポーツ公園の利用の状況から、先方が消極的であったため断念した経緯がございます。しかしながら、この例に限らず、これまで検討していなかった施設の連携によって新たな付加価値を発見することは可能であると考えますので、国庫補助金等の処分制限等が許す範囲内で、施設の用途変更や所管替えを行うことについては柔軟に検討してまいりたいと考えます。

〔建築企画監 砂田健太郎 着席〕

○4番（水上雅廣）

20施設ですけど、資料を見ますと、今後10年間で約77億円、維持費が29億円、大規模改修が48

億円、そんな感じなのかなと思いますけれども、3割削減というのは23億円ぐらい削減をとということになると思うんですね。数字を見るとびっくりする額になるわけで、これだけ削減しなければいけないのかなと。そのために10年という期間を置くのかなというふうな思いですけども、この5年、10年というのは期間として適正なのか。もっと本当は早くしたいのか、それとも、もう少し5年と10年とか区切らずに6年と4年とか、そんなふうにしたいのか。この辺の感覚というのは一体どんなふうに考えていらっしゃるでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

年数に関しましては、市の状況を考えますと、極力早くすべきであるというふうには考えます。5年間待つというような考えは当然持っておりませんので、できるだけ早く順番に手をつけてまいりたいと。いい条件の話があれば、できるだけ速やかに進めていきたいという考えは持っております。

○4番（水上雅廣）

できるだけ早く進めていきたい、健全化を図りたいということなのだと思います。

もう1つ、指定管理についてお触れになりましたけども、指定管理料については、この期間中どういう考え方、削減していく方向だとか維持しながらいくんだとか、ほかに何か考え方があるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

指定管理料の金額につきましては、市のほうとしましては、極力増やすということは避けたいということは当然考えるわけではございますけれども、昨今の物価高騰などの状況もございまして、今年度分から物価スライドという形で指定管理料のほうの経費分について、物価高騰に対応する部分についての増額支払いについて制度化をしたところでございます。そういった指定管理者に対して過度の負担を強いることのない範囲での市が負担すべき部分についてはあるというふうには考えますけれども、基本的には指定管理料自体は抑えていきたいという考え方は堅持してまいりたいと。ですので、例えば現在あります指定管理施設の中で、一部の機能を廃止することで指定管理料の圧縮が可能であるというようなことについても検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○4番（水上雅廣）

あと、お触れになったかどうか記憶がないですけども、検討していくための町内の組織とか、仕組みとか、そういったものはどのようなお考えで、どういう感じで検討されていくのかお尋ねします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

検討していくに当たって、新たな組織を立ち上げてというようなことは現在考えておりません。

それぞれの施設の所管の部署と、関連がございましたら振興事務所、そして当然指定管理者でありますとか、地元でありますとか、そういった方々と協議をしながら進めていくということで、個別それぞれの施設ごとに対応していくということを現在のところ考えております。

○4番（水上雅廣）

お願いしたいのはですね、個別にそれぞれなんですけれども、さっきもいろいろな施設の話をしましたけれども、何回も言っているんですけども、ぜひ部の壁は越えていただきたい。あくまでも、一部に限って検討をやっていくということではなくて、関係部署は連携しながらきっちりと検討をいただきたいというふうに思います。

少しお触れになりましたけども、この施設の維持管理については、感情的にもいろいろなことで微妙な市民の思いもあるわけです。その辺は大事にしていきながらというお話でありましたから、お願いしたいと思うんですけど、くどういようですけども、それはそのように地域の方々にとっては今までの苦勞してきたこともある、守ってきたこともある、その施設に対する思いもある、地域の思いもある、いろいろなことを思いながらの今後の対応になるということなんだろうというふうに思います。だから、説明の中もきっちりと、どういうところに対してということに含めてですけども、なぜこういうことが大切で、何のためにしていかなければいけないんだ、その先にあるのはどういう姿が描けるかまで含めて、しっかりと説明をしていただきながらこの計画に向かっていただきたいなということを思う。その辺りの進め方についてどのようにお考えなのか、もう一度伺わせてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

市の状況について皆様によく知っていただくということが、まず一番大事な事かなというふうに考えますので、財政の状況でありますとか、人口の状況でありますとか、そういった辺りについての皆様に知っていただく機会を、例えば広報誌にそういう記事を継続して掲載するであるとか、説明会を開催するであるとか、そんなようなことをちょっと検討してまいりたいというふうに考えます。

○4番（水上雅廣）

ぜひ丁寧をお願いをしたいと思います。時期的にもなるべく早くみたいなことも思っていっぱしやるということもありますから、必要によってだと思えます。ただ、そうしたときにあまり先走っていつてしまわないように、ぜひお願いをしたいと思います。何でこんなことを申し上げるかという、1つには私の地元は宮川町ですけども、今幾つかの施設が統合というか、例えば保育園が今、小学校のほうへ新たに造っていただけることになりました。ただ、あれの跡地、後始末、そういったこともなかなかどういいうふうになるのか分からない。どういいうふうに思っていっぱしやるのかも、個人的にお聞きすることはできても、私がどう伝えられるかというところまではうまくいかないんですね。議員個人が行政の思いを勝手に述べるなんてことはできませんから、そうしたことも含めて丁寧にやっていただきたいんですよね。その前には、宮川町保健センターの関係とか、これは吉城福祉会のことでありますから宮川町デイサービスのことを含めてですよ。あの跡はどうなるのかということもあるわけです。そうしたことを含めて考えていくと、

これから先進められるときに、いろいろなことで丁寧に対応していただきたいなど。そして、しっかりと分かっていた上で、それが確実にその地域にとってよくなる、地域がよくなるんだと。私、そういう施設というのは今まで財とか富とか、財というのは金ですけど、富というのは心の豊かさとか、そういった心の中にほっとするものがあるということが大事だったんだろうと思うんです。そうしたことを含めて、今言ったようなことはぜひ検討の中に含めてやっていただきたいなと思います。

それでは次の、地域振興を考える上での組織支援ということでお尋ねをします。河合町、宮川町へは昨年来集落支援員を設置していただき、集落の状況把握や地域住民同士の話し合いやものづくりなどの促進に努めていただいているところですが、この先、公助といったものの限界を考える中で公共サービス、教育、福祉、地域産業、コミュニティー機能等、そうしたものに対して地域や集落の自主的活動や地域マネジメントを担う地域運営組織、そんなものが必要になってくるのではないかなというふうなことを思ったりもします。そのときに、組織の形成やサポートを集落支援員だけに頼っていくということはちょっと厳しいんだろうなというふうに感じます。振興事務所もいろいろと考えてリードしてくれるんだろうと思いますけれども、課題に向き合って努力をされておることは認識をしておりますけれども、人的なことも含めて、ちょっと余裕がないのかなというふうにもうかがい見ることがあるわけです。そうしたことで、地域運営組織の設立と支援ということで、抽象的ですけども、お尋ねをしたいと思います。

条件不利地域への支援としては、総務省が「ふるさとミライカレッジ」や過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業といったようなメニューを幾つかそろえてありますが、こうした事業を活用していくのにも運営組織というのがどうしてもつくってあって、そこが計画を策定して市が認めることを前提にしていろいろな事業を展開していく、補助金を出していくというようなことが前提になっておるようです。人が少なくとも維持をしていけるような仕組みづくりが目指すべき方向性だということをおっしゃる中で、今、条件不利地域の集落、あるいは地域に必要なのは、組織形成、その中での話し合いから計画の策定、こうしたものに対する取り組みに対する支援というようなことではないのかなというふうに思います。ぜひ、専従で取り組める人材、外部人材を確保していただいて、振興事務所への配置、これをお願いしたい。市独自の事業として考慮いただけたらありがたいなというふうに思います。このことについていかがお考えなのか、見解をお伺いをいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

地域振興を考える上での組織支援についてのご質問をいただきました。地域振興に係る全市的なご質問になりますので、私のほうから代表してお答えをさせていただきます。

地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域住民が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織です。市といたしましても、地域運営組織等の持続可能な地域づくりの担い手となる組織設立のため、人材確保をはじめ様々な取り組みを進めてきたところでござ

います。地域運営組織を設立、運営するに当たり、地域とのミスマッチが発生する可能性も考慮し、地域おこし協力隊のような外部人材ではなく、集落支援員の制度を活用し、地域の事情に精通した専門の人材を確保することが望ましいと認識しておりますけれども、特に河合・宮川地区においては、そのような人材を確保すること自体が困難であるという点が一番の課題となっております。今後も新たな制度の活用も視野に、地域課題の解決に市と一緒に取り組んでいただける専門人材の確保に向け、取り組んでまいります。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

○4番（水上雅廣）

ありがとうございますというか、森田企画部長はよくよく分かった上で、塩答弁ではなかったと思いますけれどもね、実情はよく分かっていらっしゃるんだなというふうに思っていますけれども。1問目にもつながるんですけど、さっき言いましたようなことを地域の中で一緒に考えていくことが大切だというふうに思うので、地域の人たちも、私たち含めてですよ、そうしたときにリードしてってくれる人もやっぱり要と思う。考え方がどういう方向にいくのかということも、きちっとコントロールしながら分かるようにやっていくということは大事だと思うし、その組織をつくっていくための努力というのも結構労力が要ることだなというふうに思っている。なかなかその部分が、申し訳ないけど足りないなと。本庁にはいっぱい人材ありますよね、申し訳ないけどね、こういう言い方をするとちょっと語弊があるかもしれませんが、振興事務所の職員に能力がないのではなくて、能力を引き出すためにもう1歩欲しい、しっかりできる体制が欲しい、そんなことを思ってこういう質問をさせていただいたわけですが、本当に遊休地がどんどんどんどん出てきます、遊休施設がどんどんどんどん出てきます。先ほども言いましたけど、そうしたものを本当にどうやって使っていけるかなということをみんなで考えないといけないんだろうなと思いますし、もっと言えば、人口がどんどんどんどん減少していく中で、宮川町は私が知っている限り半分ですからね、高齢化と人口減少がもう本当に重いなのというのが身にしみて思います。そうした中でそういう議論ができていく場も少ない。団体がもう激減していますから。かつては商工団体があったり、女性の団体があったり、青年の団体があったりいろいろな団体があって、その中でいろいろ協議もできていたわけですけど、今それもなかなか難しい状況になってしまっているといったことを思うときに、もう一度それに近い組織をつくるというか、協議ができる組織が欲しいんです。検討されるということですけども、そういった思いを含めて、是々非々で真剣に検討していただきたいと思いますけれども、改めて答弁をお願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

私も水上議員と同じように、とにかく、そういう組織というか議論をリードしていく人がどうしても必要なんですよね。そこは、例えば宮川地区において今集落支援員の方、専任と言いがらちょっとそこまでではないような形で従事していただいておりますけれども、あのお方を就任いただくに当たってもいろいろ苦労いたしましたし、ほかにもいらっしゃるかなというような、様々ないろいろな方にお声掛けして、議員にも多分、私、相談をしたんだと思います。なかなか

かそういう方がいらっしゃらないというのが非常に大きな課題ということでございます。

一方、神岡町の例えば山之村に目を向けると、移住をされてきたというか地域おこし協力隊で来てくれた方が、その後集落支援員も経験し、まだまだお若い方なので、その方が山之村地域において様々議論も、リーダー的といえるかどうかは別といたしまして、結構一生懸命頑張ってくださっております。例えばそういった形での議論ができる運営組織みたいなものができていくというのが一番なのかなというようなことも考えたりいたします。本当にいろいろな観点から考える必要があると思います。

カレッジというお話もいただきましたけれども、そこでは大学生とかと一緒にやってやるというような仕組みですけれども、1つ、できるかどうか分かりませんが、例えばC o I Uという大学が来ます。一昨日の新聞報道もありましたけれども、私学助成金の3,000億円について、これからの配分方法を見直しますよという記事が掲載されていまして。何を言っているかという、地域貢献みたいなのところに重点を置いて、地域課題と一緒に取り組むといったところに重点配分をしていくというような検討がこれからなされていくというようなことも出ております。したがって、そういう大学生との一緒に取り組みというやり方も1つあるのかもしれませんが。ここは本当に妙案がなかなか見いだせていけないところではありますけれども、様々な観点から、今後とも検討を進めていきたいというふうに考えております。

○4番（水上雅廣）

思いは十分酌んでいただいておりますというふうに承知をいたしました。C o I Uの話も出しましたが、そういう大学連携、今も飛騨市ふるさと種蔵村なんかでも一生懸命幾つもの大学と取り組んでもらっていますけれども、基本的なところというのは、今のは特化した分野ですけども、地域全体を見渡して、宮川町だけではなくて宮川町、河合町のつながりも含め、古川町のつながりも、神岡町、飛騨市の中の宮川町の位置づけといったようなことも含めて、そういった大学との連携を通じて考えていただくことも必要なのかなというふうに今、答弁を聞いて思いましたので、またよろしく願いをいたします。

それでは3点目、自転車道の整備についてお尋ねをいたします。新聞報道によると岐阜県は国内外から観光客を呼び込むため、木曽三川沿いや周辺の観光地を結ぶ自転車道の整備を進めるため、整備計画を策定するというような記事がありました。国は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進を図ることが重要な課題であるとして、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的に自転車活用推進法を公布し、施行されています。この法の中で、県は、県の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策をまとめた計画「自転車活用推進計画」を定めるよう努めなければならない。また、市は県の計画を勘案して、市の実情に応じた自転車活用推進計画を定めるよう努めなければならないというようなことになっております。岐阜県にあっては、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間ということで自転車活用推進計画を策定をされておられます。

そうした中で、飛騨市においても自転車活用推進計画、こういったものを策定をされるお考えはないか、1つ伺いたいと思います。

それから2つ目ですけれども、計画の策定の有無にかかわらず、サイクリングツーリズムを推進するためにサイクリングロードの整備、こんなことも計画をされる予定はないでしょうかとい

うことでお伺いをしたいと思います。春から秋にかけて国道360号や国道471号をツーリングする自転車をよく見かけます。見かけるんですけども、危険も同時に感じるが多々あるわけで、危ないんです。表示、それから標識、そういったものをしっかりと設けていくようなことは検討していただけないかということ、それから高山市から古川町にかけて国道41号の植樹帯、今は植樹が撤去されてきれいにされていますけども、こうしたものをさらに撤去してサイクリングロードにしてしまう、自転車道にしてしまうようなことは考えられないかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、日常生活を主とした自転車道の整備ということで、これは脱炭素、それから健康管理、そういった観点もうたわれているんですけども、そうしたことを含めて、市内での自転車の普及に努めるための普及計画とか整備計画、そういったものは考えていくご予定はないですかということで、お尋ねをさせていただきます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、1点目の自転車活用推進計画策定の予定についてお答えいたします。岐阜県では、令和元年に都市環境、健康増進、観光振興、安全・安心の4分野からなる自転車活用推進計画が策定をされております。本市においても、市街地や郊外を自転車で周遊される方が増え、自転車活用の機運が徐々に高まっているということは認識をしておりますが、自転車道の整備についての市民のニーズについては、実際にはまだ聞こえてきてはおりません。2010年の国勢調査の結果において、通勤通学者の自転車利用率では、岐阜市や大垣市は17%を超えているのに対し、飛騨市では8%とあまり高くなく、計画策定につきましては今のところ具体的な予定はございません。なお、岐阜県内において、現時点で自転車活用推進計画を策定している市町村はありません。今後、市民のニーズの高まりや社会情勢の変化を踏まえ、計画策定の必要性については関係部局と協議してまいりたいと考えております。

次に、2点目の観光を主とした自転車道の整備及び3点目の日常生活を主とした自転車道の整備のご質問につきましては、一括してお答えいたします。観光を主としたものでは、古川町市街地において、株式会社美ら地球が実施している飛騨里山サイクリングツアーがあり、田舎の風景や地域の歴史を楽しんだり、人の暮らしが実感できる普通の生活道ツーリングすることを目的に運営をされております。株式会社美ら地球社長の山田拓さんからは、飛騨市のこうした道には、起伏に富んだ田舎ならではの魅力があり、観光客に非常に好評であるとお話を伺っているところです。市としましては、自転車専用道としての整備の考えは持っておりませんが、里山サイクリングのような、魅力を前面に出したルート設定ができるのであれば、観光部局と連携して検討したいと考えております。

議員ご提案の国道360号や国道41号における自転車専用道路の整備につきましては、今後のニーズの高まりを注視しながら、必要に応じて道路管理者である高山国道事務所並びに古川土木事務所へ提案・協議をしてまいりたいと思います。

日常生活における脱炭素、健康管理を目的とした自転車道の整備についても、現在の市の施策

をさらに拡充する必要があると判断され、ニーズが高まってくれば関係機関と連携しながら検討してまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○4番（水上雅廣）

これを取り上げたのは幾つか理由があって、1つは、正直に申し上げて、岐阜県の下のほうばかりに手厚いなのというのが、ちょっとこちらにも目を向けてくれませんかというのが1つ。ひがみではなくて、こういったことも提案を上げながら言っておけばいいのかなということです。それからもう1つは、どうしても、今後公共事業が品薄になるという、品薄という表現はよろしくないですかね。どうしても手薄になってくるのかなということをおもうんです。今の下水道の関係ですとかそういったことで、どちらかという和管理とか維持という方向に事業が進み向けられて、大きく進展するような事業というのはなかなか難しくなってくる時代がまた来たのかなというふうなことを思ったものですから、あえてこんな話題を挙げてみました。

要は健康面でいいというのは分かっていたけど、自分があまり自転車をやりませんから、こういうものをつくっていただければやろうかなと思っていましたけどね。仕事をつくっていくことも必要なんだろうなと思うんです。ニーズの高まりがあれば要望していきたいと、森基盤整備部長の答弁でございましたから、ただ、こうして人も少なくなってくると、どこまで高まるかなんていうのはちょっと分からないですけど、ビー・バイ・シーのような考え方はちょっとこちらへ置いておいていただいて、何か新たな視点で考えていただけないかなと思うわけです。

前に国道の要望の話もさせていただきました。積極的にやっていただけておるということで承知はしておるんですけども、新たな視点も必要だというようなこともおっしゃっておられました。そうしたことを思う中で、こういった考え方も1点ありかなということをおもいました。それで質問させていただきましたけども、もう一度、森基盤整備部長どうでしょうか、こうしたことを含めて、要望に乗っけていくようなことを含めて検討していくような考え方はないですかね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

国道41号にしても国道360号にしても、そういった交通量の多いところでの交通対策の一環として、こういった提案も要望の中に取り入れながらやっていきたいということも今思いましたので、そういった観点も入れながら、また要望を工夫して進めてまいりたいと思います。

△市長（都竹淳也）

ちょっと補足します。実はこの自転車活用は、平成30年だったか平成29年だったかに法律ができていて、全国で自転車活用を推進するというのは国土交通省は実は本部を設けてやっておるんですね。これに呼応して、平成30年に「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」というのができて、私もメンバーに入って、去年だったか総会にも出て、いろいろ国土交通省からの説明も聞いてるんですが、国土交通省のイメージが割と、例えば富山県がやっていますが、日本富山湾沿いをずーっとこういうふうなサイクルロードを造るとか割とそういうイメージで、上手に活用できるものが実はあまり飛騨市の場合ではなくて、それで中で議論したこともあって、飛騨市のみならず、飛騨広域でサイクリングができるようなところを何かつくれないか

ということはあるんですが、どうしても地形的なものとか、ロケーション的なこととかでなかなか難しい面はあります。ただ、国も法律を作って推進をしておるものですから、もちろん一定の公共事業上の配慮もありますし、なので、これからもしろいろなご意見を伺いながら念頭には置きつつ、また考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○4番（水上雅廣）

最後に市長から前向きな意見をいただきましたから、ぜひそんなことも含めて、1点目、2点目、相当渋い話をさせていただきましたので、3点目は明るく終わりたいなというふうに思いました。ただ、1点目、2点目に戻るんですけど、こうしたことも含めて地域の中で考えていかなければいけないと思うんです。そういった思いの中で、今回3点質問させていただきましたので、ぜひ、またご検討いただけるとありがたいというふうに思います。

これで質問を終わらせていただきます。

〔4番 水上雅廣 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で4番、水上議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時57分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

6番、上ヶ吹議員。

〔6番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

議長のお許しを得ましたので、一般質問いたします。

1つ目、オーバーツーリズム対応について。皆様も御存じのとおり、オーバーツーリズムとは、簡単に言うと観光地にキャパシティー以上の観光客が押し寄せることで、具体的な問題としては、町中の人ごみや交通渋滞、トイレの不足といったインフラの問題、騒音やごみの問題、環境破壊などと、それらを原因とした地域住民と観光客とのトラブルが挙げられます。これらを日本では観光公害とまで言われているそうです。観光事業は、コロナ禍では落ち込みが激しく、廃業する事業者が多く見られましたが、その後、コロナ禍明けからは急回復を見せているが、国内外では、有名観光地ではオーバーツーリズム問題が連日クローズアップされています。日本でもインバウンドを中心に観光需要が回復し、一部の地域や時間帯で、過度な混雑やマナー違反による住民生活への影響、旅行者の満足度低下といった状況が顕在化しています。オーバーツーリズムの原因としては、SNSの発達によるものと言われていて、観光地の魅力的な写真や動画が瞬時に世界

中に拡散されることで、これまで知られていなかった場所が突如として人気スポットになるケースが増えている。皆様も報道などで見ている例として、ある市では、コンビニエンスストアのバックが富士山という絶景写真が撮れるとSNSで話題になり、外国人などが押し寄せ、喫煙、ごみのポイ捨てといったマナー違反が横行。北海道の有名観光地では、シラカバ並木が人気となり、観光客が路上駐車や農地に無断で立ち入りなどの迷惑行為が後を絶たないので、やむなく伐採をされました。白川村では、同じく観光客が押し寄せ、交通渋滞やテーマパークと勘違いして生活空間に無断で立ち入るなど、全国でオーバーツーリズムによる問題が発生しています。飛騨市でも今後、いつ何どき観光客が押し寄せ、いろいろな問題を引き起こすかもしれないので、今のうちからその対応について検討が必要と思い、質問いたします。

1つ目、訪日外国人マナー違反の対応について。飛騨市では、今はオーバーツーリズムによる大きな問題は出ていないように思いますが、いつSNSにアップされ、多くの観光客が押し寄せるかもしれないと思います。日本の各地で悩まされているのが、観光客によるマナー違反行為です。農家の私有地に入って写真や動画を撮影することで農作物を踏み荒らしたり、路上駐車やごみのポイ捨てなどを行うことで一般住民に迷惑をかけているそうです。そもそも海外からの観光客は、日本のルールやマナーを知らずに来日する人もいます。今後、飛騨市でも海外からの観光客によるマナー違反行為対策として、多言語のパンフレットを準備し、観光バスやJRの車内配布を行う。また、多言語の「立ち入り禁止」や「ごみのポイ捨て禁止」などの看板の製作を今のうちから対応を検討してはいかがでしょうか。

2つ目、インバウンドによるごみ対策について。日本では、テロ対策をはじめとし、カラスからの被害をなくしたりするため、町なかにごみ箱が設置されていません。各市町村では、ポイ捨て禁止条例を制定しており、自分で出したごみは持ち帰るか、指定された場所に捨てるのがマナーとなっています。しかし、海外の観光客は町なかにごみ箱があることを当たり前と思っているようで、ごみ箱がないのでポイ捨てが横行しているようです。飛騨市でもインバウンドが徐々に増えていますが、市でも観光客が集まる場所にごみ箱の設置を検討してはいかがでしょうか。また、たばこのポイ捨てもほかの市町村では問題になっているようです。受動喫煙や火災の問題もあり、難しいとは思いますが、灰皿の設置も併せて伺います。

3つ目、観光収益の地域内循環について。オーバーツーリズム対策を適切に実施することで、経済的メリットを持続的に享受できる可能性が高まり、単にオーバーツーリズムを観光公害ということではなく、地域全体の経済活性化につながる重要な位置づけとして施策を検討することが重要だと思います。今飛騨市に訪れる観光客の滞在時間が短く、収益面では満足いかないと思いますので、例えば地元の食材を使用した食堂や土産物店の支援、地域の伝統工芸を活用したプログラムの開発、例えば河合町の山中和紙づくりを体験する、また、飛騨市には飛騨市が誇る三大湿原の深洞湿原、天生湿原、池ヶ原湿原や、グリーンシーズンのひだ流葉スキー場国設ゲレンデの360度パノラマ、山之村の自然あふれる集落散策など、飛騨市にはインバウンドが満足していただける場所がたくさんあると思います。そのためには、滞在型観光プランの計画を立て、観光と地域資源を結びつけた新たな事業展開が生まれ、宿泊者数が増え、地域の経済効果が生まれることにもなるので、観光客の長期滞在や宿泊数の増員について、飛騨市の各種団体との連携や話し合いがされているのか伺います。

4つ目、3市1村の観光客の分散化について。飛騨3市1村で、飛騨市は現在のところオーバーツーリズム状況ではないので、3市1村協働で混雑状況を可視化して観光客を分散させることができれば、オーバーツーリズムの解消にもなり、飛騨市にも観光客の増員が見込めると思います。今後、3市1村でAIによる解析技術を用いて、混雑状況をリアルタイムで可視化するシステムを導入して、情報をウェブサイトを通じて公開し、観光客は事前に混雑状況が確認でき、効率的な観光ルートの計画ができるのではないかとこのように思います。そのためにも、飛騨市散策マップのデジタル化を進め、観光客が自由に観光場所を周遊できることで、多くの観光場所を満喫していただけるだけではなく、SNS等で発信させることで、多くの観光客を集客できるのではないのでしょうか。3市1村で観光客の受け入れの連携や取り組みについての検討はしているのか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、オーバーツーリズムの対応についてお答えをいたします。

まず、1点目の訪日外国人マナー違反の対応についてです。飛騨市における外国人観光客につきましては、令和6年の宿泊者数が1万2,187人と、コロナ禍前の1万1,181人を上回り、過去最高となりましたが、これまでのところ外国人観光客のマナーに関する苦情は寄せられておりません。一方で、SNS等の普及により、飛騨市においても議員ご指摘のような事例が発生する可能性があると考えております。その上で、議員ご提案の、多言語によるマナー啓発を呼びかける看板の設置やチラシの配布につきましては、慎重に考え、安易に設置や配布をすべきではないと考えております。それは、飛騨市では町並みなどの景観が、啓発看板などがなくても、住民の皆さんの町をきれいにしようという高い意識と相互扶助の精神の下で維持・保全され、飛騨市の1つの魅力になっているからです。実際、過去には、設置された啓発看板を見た外国人観光客の方から「残念な気持ちになった。」という意見をちょうだいしたこともありました。

これらのことを踏まえ、外国人観光客へのマナー啓発につきましては、看板やチラシではなく、例えば英語サイトなどを通じ、なぜこの町がきれいに保たれているのか、この町には町を愛する人々が暮らし、その生活の中で今の景観が保たれていることを伝えるなど、別の手法について検討してまいります。

次に、2点目のインバウンドによるごみ対策についてお答えいたします。ごみのポイ捨てにつきましては、飛騨市観光協会に確認したところ、インバウンドを含め、観光客によるごみのポイ捨てに関し、市民からの苦情や相談は受けていないとのことでした。また、まちづくり観光課、環境課においても、こうした事案については承知をしております。これらに加え、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、ごみ箱の設置がかえって町並みの価値や魅力を下げってしまうことにもつながりかねないことから、観光客の推移やマナーなどの状況を注視しながら、適宜判断してまいります。

また、たばこのポイ捨てにつきましては、現在、イベント時において確認されておりまして、イベント終了後、主催者によるごみ拾い等で対応していただいております。こうしたポイ捨て対

策としては、喫煙所の設置も一定の効果が期待できると考えられ、総務省においても、たばこ税維持の観点から積極的な設置を求められており、特別交付税措置も講じられていることから、新年度の予算協議でもかなり議論をいたしました。しかし、基準を満たすクローズ型で脱臭フィルターもあるようなものと、かなり高価になり、また、パーテーションのみのものと、安価にはなりますが煙が流出することから、場所によっては非喫煙者や近隣住民からの苦情にもつながり、自然豊かな飛騨市としての快適さが損なわれる可能性もあるため、適当な場所を見いだせず、やむなく見送ったという経緯がございます。今後は、ごみ箱同様に、観光客のマナーの状況に合わせて、対応を検討することといたしたいと考えております。

次に、3点目の観光収益の地域内循環についてお答えいたします。飛騨市の魅力の1つである豊かな自然や伝統と自然とが調和した場所は、特に欧米人観光客に人気と言われております。このことは、現に飛騨市内の里山の風景を巡るサイクリングツアーの参加者のほとんどが欧米人観光客であることから分かります。これらを踏まえ、議員ご指摘の地元の食や伝統工芸品、トレッキングルートなどの地域資源と観光等を結びつけたプログラムは、飛騨市らしい魅力的な観光コンテンツであると考えられるものの、これまでの情報収集から、2次交通や言語など、受け入れ体制において課題があることが分かっております。一方で、市内の観光関係事業者では、外国人観光客を対象に、冬季であればスノーシューなど、自然資源を活用したガイドツアーが既に実施をされております。今後は、市内関係団体の外国人観光客の受け入れの意向を確認しつつ、課題について再度洗い出しをしながら、引き続き、外国人観光客の滞在時間延長に向けて取り組んでまいります。

最後に、4点目の3市1村の観光客の分散化についてお答えいたします。飛騨地域3市1村のうち、飛騨市を除く自治体では、時期によってオーバーツーリズムが顕著であると同っております。議員ご指摘のとおり、そうした地域に訪れる観光客に飛騨市にも足を運んでいただくことは、分散化という意味において双方にメリットがあると考えられることから、既に高山市では、パンフレットを活用して、飛騨市を紹介いただくなどの連携を実施しております。しかしながら、静かな雰囲気も飛騨市の魅力の1つではありますが、魅力的な場所にこそ人が集まることを考えれば、混雑状況をリアルタイムで可視化し、飛騨市に滞在する観光客が少ないことを発信するのではなく、飛騨市の魅力を正しく発信していくことが重要であると考えております。これらを踏まえ、引き続き隣接自治体で飛騨市を紹介いただくなどの連携体制を継続しながら、外国語サイトやSNS、各種メディアなど、多様な媒体を活用した飛騨市の魅力発信に一層力を入れてまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

今、答弁の中で飛騨市では、まだ訪日外国人の旅行者のマナー違反はないということだったんですが、恐らく、まだ飛騨市にいらっしゃる外国人の方の人数が少なくて、我々も、横断歩道を渡るときもみんなで渡れば怖くないのと一緒に、1人がやり出すと、多くの外国人が来たときに見えないところで捨てたりすると思うんですね。だから、今はたまたま少ないので、そういった目立ったものがないかもしれませんが、先ほど言いましたけど、いつ何どきSNSで発信されて、ちょっとしたところに多く集まったときに、検討をせずに、今どこの観光地でもマナー違反

とか、駐車場のオーバーフローだとか、そういったことになって何か月もたってからやっと今腰を上げている格好なんですよ。だから、私は、どこに来るか分からないので、すぐに看板を立てるのではなくて、今のうちから、来たときにどうするかということを検討してはいかがかと。製作まですると、ひょっとしたらずっと延々にオーバーツーリズムにならないかもしれないので、そういった検討をする余地はあると思うんですが、その辺は検討していただけるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

議員おっしゃいますように、そういった事態に備えていろいろと心づもりですとか、そうなった場合にどんな対応を取り得ることができるのかということを今のうちから想定しておくことが必要だと思います。ですので、課内や飛騨市観光協会のほうとも話をしながら、そういった事態に備えることはやっていきたいと思っております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

あと、たばこの件なんですけども、たばこは、私も請願を受けたことがあって、いろいろ市のほうとお話し合いをしたことがあるんですが、確かにブースを設けると結構なお金になりますし、換気扇だけだと近所に煙が行って迷惑になるということで、なかなか設置するのは難しいということはお聞きしています。ただ、ポイ捨てで火事になるというリスクがあると思いますので、受動喫煙を考えると、建物とかそういったブースを設けないといけないんですが、今なかなか外には灰皿も置いていないんですが、今どこに観光客が来るか分からないので、設置するということはないと思いますが、あわせて、またそういった集まったところの火の後始末のことも検討していただきたいと思います。

それと、今どこでも宿泊税を取ったりとか、白川村は今バスの乗入料を160円から1,500円に上げたりとか、そういったことで対応されていると思いますが、飛騨市も、今後オーバーツーリズムによるごみのポイ捨てとかがあった場合、今、日本の各地でもごみのポイ捨てが住民の家の前にあるのでボランティアで片付けているんですけど、これがずーっと重なると、住民の方は何の利益もないのに何でゴミ片付けをするんだろうという、結局観光客と住民とのトラブルが発生するということもありますので、例えば、よくあるのが入域料ですか、地域に入ったときの税金を取るとことで賄っているところもあります。飛騨市も、今後、入域料を取って、それで、ゴミ片付けは住民の方をお願いするのではなくて委託業者にお願いするとか、そういったことも検討をすれば住民とのトラブルがなくなると思いますが、今後そういった宿泊税も入域料も駐車場料金も検討されているのか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

宿泊税ですとか入域税のようなことについては、現在はお話したような現状ですので、まだ検討はいたしておりませんが、高山市や下呂市では宿泊税が始まりますし、そういった近隣ですとか、類似自治体の状況は注視をさせていただくとともに、この飛騨市の観光の入り込みの様子も併せて考えながら、今後検討してまいりたいと思います。

○6番（上ヶ吹豊孝）

要は今のインバウンドの需要としては、10年前、20年前は都会へ集中したのが、いろいろ北海道とか、そういった田舎、自然を満喫する外国人が増えたということで、先ほど言いましたように飛騨市も自然があふれるところで、これもブームなので、例えば自然を何か手を加えて集客するというと、そのときはもうブームが済んでしまったりとかあるので、私は自然を満喫するのにコストをかける必要はないと思いますが、先ほど水上議員が自転車のことをサイクリングと言っていました。これも神岡町はちょっと難しいと思いますが、古川町は結構平地があるので、黒内のほうにサイクリングロードがあるということも聞いていますし、先ほど市長は平地が少ないのでと言われたので、逆に言うと、私は今それを聞いてマウンテンバイクでも売り出したらどうかというふうに思っております。

そうしたことで、これは我々が思っていないところに外国人って本当に集中して、いい面で言えば、先ほど言ったようにSNSで発信したら世界中に発信されて、例えば飛騨古川まつり会館のイチョウの木がいいと言ったらそこへ集中するとか、安峰山の雲海がきれいだったらそこに集中するとか、そういったことで予測不能なことが起きるんですね。ただ、反面、飛騨市の対応が悪くて、悪いイメージを植え付けると、今度はSNSで発信されて、飛騨市がよくないと言ったらもう一気になるので、今のうちから、観光客、インバウンドを受け入れる準備をしておいて、オーバーツーリズムになってもいいように検討していただきたいというふうに思っております。最後なんですけども、飛騨市はまだ宿泊が少ない、滞在時間が短くて収益が落ちていないということなので、今後そういった観光協会とかいろいろな団体と協議されて、飛騨市にうまく観光客が訪れて収益が上がることを検討していただきたいというふうに思っております。

それでは次の質問に移ります。2つ目、住宅の火災警報器について。火災警報器は、火災から自身や家族の命を守るために設置する大切な設備です。住宅用火災警報器の設置については、2006年6月から消防法改正により、新築住宅において設置義務になり、既存住宅においては、2011年5月末までに設置するようになりました。確かに当時、行政指導により、各家庭で火災警報器を設置しました。しかし、既に新築では19年経過し、既存住宅でも14年経過しております。調べましたら、飛騨市の各種広報で、「半年に1回は点検しましょう。10年を目安に本体を交換しましょう。」と記載されていますが、市民の皆さんにどれだけ周知できているのか。また、実施されているのか疑問になりましたので質問させていただきます。

1つ目、作動試験、本体交換状況について。飛騨市では半年に1回と10年経過で本体の交換を指導されていますが、市民の皆さんはどの程度認知されているのか。また、実際の実施状況は把握されているのか伺います。

2つ目、火災警報器の設置状況について。飛騨市では、現在のところ住宅火災警報器の設置義務化で、設置率は何%程度でしたか。また、設置されていない住宅があるとしたら、どのような理由があるのでしょうか。

3つ目、高齢者住宅の点検方法について。火災警報器の設置場所は、寝室や階段の天井に設置されていますが、高齢者ではとても危険で点検できないと思います。どのような点検指導をされているのか伺います。また、例えば、各地域で毎年避難訓練が行われています。参加者は、高齢者の方も多く参加されているので、そのときに火災警報器の点検と10年経過したら本体の交換な

どの指導をしたらいかがでしょうか。また、高齢者の方はどこに相談したらよいのかも分からないと思いますので、避難訓練では、各地域の代表や防災士が参加されているので、相談窓口になるのではないのでしょうか。

4つ目、点検や交換時の経費負担について。高齢者家庭では、自ら火災警報器の点検や交換はできないので、作業を業者に依頼することになると思いますが、業者に依頼した場合、作業に要する経費の一部を負担してはいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔消防長 堀田丈二郎 登壇〕

□消防長（堀田丈二郎）

住宅の火災警報器についてお答えします。

1点目、作動試験、本体交換状況について。半年に1回以上の点検及び10年で交換を推奨することについて、市民がどれくらい認識され、どれくらい実施されているかは把握しておりません。消防本部としては、これまでホームページや広報誌、各種チラシやイベントなどにおいてPRに努めてきたところですが、実際、市民の方が十分認識されてない可能性もございますので、広報の頻度や方法を変え、各種媒体を広く使い、広報をしていく所存です。

2点目、火災警報器の設置状況について。飛騨市の住宅用火災警報器の設置率は、令和6年2月において88%となっています。ちなみに、全国の設置率は84.1%、岐阜県は82.1%であり、平均より高い数値となっております。未設置の理由について詳細は把握しておりませんが、住宅用火災警報器が義務化されるとき、設置率を上げるために全世帯調査をし、未設置住宅に個別訪問して設置指導したことがあり、そのときに未設置だった理由としては、必要性について関心がない、火災は起こさない、コスト面、面倒などが設置しない理由としてあったと記憶しております。

3点目、高齢者住宅の点検方法について。高齢者宅として、特別な指導をしていないのが現状です。議員ご指摘のとおり、高齢者の方が高所での点検や作業は危険かつ難しいことと予想されます。高齢者における指導は、火災予防運動における社会福祉協議会主催の一人暮らし高齢者及び高齢者世帯の防火点検などで、民生委員・児童委員や関係機関と合同で訪問し、点検指導することはありますが、決して多いわけではありません。議員からご提案のありました防災訓練や防災士における指導も有効な方法と考えますので、チラシを作成してPRの機会を増やすなど、より効果的かつ広く伝わる方法を検討してまいります。

4点目、点検や交換時の経費負担について。経費負担の対策は現在のところ考えておりません。点検は、棒を使って押す、ひもを引くなど、工夫すれば比較的簡単にできること、あわせて、交換も専門業者でなくてもできます。また、設置されている寝室等へのプライベート空間へ他人が立ち入ることへの抵抗感を考慮すると、家族、親戚、知人や帰省した肉親などに対応していただくことが理想であると考えます。しかしながら、それでも高齢者世帯等で設置、移設、点検はしたいが、諸般の理由でできないなど、消防へ相談があれば状況に応じ対応していきたいと思えます。

〔消防長 堀田丈二郎 着席〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

1点目の点検の周知なんですけど、私も記憶しているんですが、設置のときは各家庭へ訪問して、再三設置するだとか、婦人会の集会でも設置するよう呼びかけられて、かなり強力的な指導があったと思うんですが、結局これは何かといたら、自分の家を守る、家族の命を守るということで、これはもう間違いないんですよ。それで、つけたら終わりではないということは当然ここいうたってあるんですが、つけるときと同様に点検するということが非常に重要だと思うんですが、私も広報を見させてもらいましたが、設置義務から広報で3回ですか、一番新しいもので令和3年に確かにありましたけど、私も今飛騨市のホームページを見て、なかなかたどり着けなかったもので、消防本部のほうに聞いたんですが、高齢者の人がホームページを見る、ましてや火災警報器、私も実際これをやろうと思ったときに、「そういえば火災警報器がついとったな。」程度で、火災警報器があることすら忘れているのにホームページで見ることはないと思うので、先ほど言いましたように防災訓練、各区長とかで家庭訪問するぐらいのことをやらないとなかなか周知できないと思うんですが、チラシを全戸配布なら分かりますけど、なかなか経費もかかると思うので、ホームページに載っているからいいということではなくて、どうしたら分かってもらえるかということ一度検討していただきたいというふうに思います。

それと、交換なんですけど、作動試験、確かにひもを引っ張れば、ボタンを押すのもありますけれども、私も見たら、ひもはセンサーのところにまくってあって、脚立で登らないとそのひもさえほけなないですよ。高齢者の方は当然できませんし、今、プライバシーということがありますけども、高齢者世帯というのは家族が近くにいればいいんですけども、どうしても家族が遠くにいらっちゃって、それで例えば年1回しか帰ってこないところに、その間に火災警報器が使えなかったらどうするのかと考えたら、そういうところも踏み込んでやらないと何のために火災警報器がついているのか、役に立たなかったら何にもならないので、今、消防長が考えているどうしたらいいかということ、もし思いがあったら聞かせてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

今、議員からご提案いただいたことで、確かに私ども、一方的に広報して終わりであったのは否めないと思います。いろいろご提案いただいた中で、防災士会、あるいは防災訓練、いろいろなやり方を変え、媒体を変え、タイミングを変えたり、あるいはいろいろな会合、福祉の関係とかとも協力しながら、そういったところにチラシを持って行って一言添えていただくとか、今までとはちょっとやり方、方法、手段を変えて、今ちょうど議員おっしゃられたとおり、交換のタイミングが来ているときだと思いますので、より一層PRをしていきたいと考えております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

ぜひ、広報に載せた、チラシを配ったで終わりではなくて、最後には点検する、交換するというのが最終目標だと思うので、ぜひお願いします。

あと、設置の負担の件なんですけども、今、私も1個当たり幾らするか承知していませんけれども、どうしても高齢者の方、年金生活の方には数千円のことでも負担で、うちは火災を起こさないとか、何かそういった意見があったそうなんですけども、これは命を守る、家を守るということ

なので、本当は業者の工賃プラス物品費の一部を負担をしていただければ、ちゅうちょしている家庭の方も交換なり点検していただけたらと思いますが、これはなかなか一部負担するということは難しいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

住宅用火災警報器の補助なんですけれども、実際今、予防課のほうに、住宅用火災警報器の関係で市民からの問い合わせはどれぐらいあるかということを確認したんですが、ほぼない。年間に1、2例あるぐらいで、あまり記憶がないというようなところで、どんなところで売っていますかとか、交換した物の廃棄はどうしますかとか、そういった通報が年に1回あるぐらいで、実際、経費を負担してほしいというニーズは今のところは聞いたことがございません。ほかの市町村なんかも調べてみたんですが、消防のほうで直接負担しているというのは、とりあえずなかったように記憶しております。ただ、ニーズ調査というものは必要だと思いますし、まずはPR、必要性を周知するのが優先だと思いますので、そちらのほうを重点的に実施していきたいと思います。

○6番（上ヶ吹豊孝）

結局、今その話は一番問題なのは、点検していないし、交換しようと思わないから問い合わせがないのではないかと、私はそれが大変な問題ではないかと思いますので、ぜひ、各家庭を回ってでも一度、新築でしたら19年、既存のうちでも14年たっていますので、本当にどの程度点検と交換をされているのか、一度調査されたほうがいいと思います。これは、本当に数パーセントだったら、せっかく設置率が飛騨市が全国、県よりもいいと言われても、作動しなかったら何の意味もないので、ぜひその調査をしていただきたいと思います。それと、昨年から住宅火災のニュースがあって、どうしても火災が起きるのは真夜中だとか朝方で、就寝中に火災が起きているので、今年は雪も多いですけど、関東地方なんかは乾燥がすごく長引いているということで火災発生しますので、そういったときに就寝中にもし今の火災警報器が働いていれば、あったかどうか分かりませんが、就寝中に火災警報器で助かる命もあると思いますので、ぜひ調査をしていただきたいというふうに思います。

そういったことで、消防長からは、点検していただくということと負担のことも調査していただけたということなので、これで私の質問は終わりたいと思います。

〔6番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で6番、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時50分といたします。

（ 休憩 午後1時41分 再開 午後1時50分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

13番、籠山議員。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので大きく2つ質問をいたします。

まず1つ目、市の除雪対応と今後の対策について伺います。今シーズン的大雪は積雪深2メートル超えの地域が複数ありました。生活道路の除雪や家屋根の排雪に市民誰もが苦勞されております。今シーズンのような異例の大雪のときこそ、改めて市の雪対策を市民目線で見直す契機にしたいものです。そこで伺います。

1つ目、市の除雪出動基準は、日中が10センチメートル以上、市街地道路は5センチメートル以上、夜間、10センチメートルから15センチメートルの新降雪深となっております。市としてはどこが巡視、パトロールを行っているのか。出動の判断と巡視を怠った際、責任の所在はどうなっているのか、改めて伺います。この冬は雪のトラブルも多く、同報無線でも繰り返し注意喚起をしていましたが、その効果はどのようなものだったのか、また、そのほか行った防止・予防対策はどのようなだったのか伺います。

2つ目、道路管理に際し、とりわけ除雪対策に関して、市は行政区の区長に依存し過ぎではないでしょうか。本来、国、県、市の道路管理に関しては、道路法や施行令に定められております。道路法第42条、これは「道路の維持又は修繕」について書かれております。道路管理者、飛騨市は、「道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」と規定されております。そして、そのために必要な事項は次の政令で定めております。それは道路法施行令第35条です。「道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。」となっております。このように、市道の管理は市の責任であり、区長が大雪の中、各地域でつじつじをパトロールしたり、雪流しで詰まった側溝や歩道と悪戦苦闘している状況を、市は率先して解決する手だてを取るべきであると思います。飛騨市には、区長の義務、例えば道路管理や除雪の要請のための市への通知義務やその他権利を制約する、つまり、条件を課し、縛る、そのような条例はありません。あるのは行政区の設置条例のみです。よって、道路法第42条の義務を負っているのは飛騨市です、区長ではありません。ここを市は市民にどう説明し、改善するのか伺います。

3つ目に、飛騨市全域で起きている雪害ですけれども、今後は気温の緩みとともに、雪崩の危険性も高まってくるでしょう。道路法施行令には、道路管理者（飛騨市）の危険予知に関する義務などが定められておりますけれども、まず、市として今シーズンの教訓は何であったか、今後の除雪対策にどう生かすかも併せて伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、1点目の除雪出動の判断と巡視についてお答えします。除雪出動の判断は除雪業務を受託している各除雪業者が行っております。また、巡視については道路管理者である建設課及び各振興事務所の所管が随時行っております。除雪出動基準のない不定期除雪路線につきましては、区長や町内会長からの除雪要請があった場合に、現状を確認した上で、市が除雪等の判断をし対応をしております。議員お尋ねの出動判断と巡視の責任については、どちらも市に責任があるものと承知をしております。今冬の雪のトラブルにつきましては、雪下ろしや雪かき時に水路に流した雪が下流で詰まり、水路の水があふれ、道路が水浸しになる被害が多く寄せられました。このような事態を解消するには地域の協力が不可欠であることから、同報無線により、雪の投入を一時中止していただくことや、一気に投入せず、小割りにしていただくことなどの注意喚起を行いました。その結果、雪詰まりの解消作業もスムーズにできるなど、一定の効果があったものと考えております。そのほかに行った防止予防対応としましては、降雪期前に各家庭へのチラシ配布、市ホームページやメール配信、区長会総会での説明等を行い、市民の皆様へのご理解とご協力をお願いしてまいりました。こうした日常の周知を粘り強く積み重ねることも、大変重要なことであると、今回は再認識をしたところです。

2点目の、除雪に当たっての道路法及び道路法施行令の遵守についてお答えいたします。道路法第42条では、「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」と定められております。道路法第42条の責務を負うのは道路管理者であり、市道については飛騨市がその責務を負うものであり、行政区ではございません。よって、市道の管理につきましては、飛騨市道路パトロール実施要領に基づき、月2回の道路パトロールを実施し、降雪時の道路状況も含め、異常箇所の点検に努めているところです。ご指摘のとおり、今後は雪崩等の危険性も高まってまいります。しかし、飛騨市には数値による交通規制の基準を設けておりませんので、引き続き道路パトロールにより道路のり面の状況を注視するとともに、雪崩等の危険が予想される路線につきましては、注意喚起や事前通行止め等の対応も取れる体制を継続してまいります。

道路管理に際して、行政区の区長に依存し過ぎではないかとお尋ねですが、現在、市が管理する市道延長は全体で1,320路線、553キロメートルと広大な範囲を、限られた職員と財源で細かく点検するには限界があり、地域の皆様との共助に頼らざるを得ないのが現状です。地域住民一人一人から通報や要望を受けることは、取りまとめが煩雑となり、対応の際の地域バランスや公平性を欠くおそれもあるため、行政区長会総会時に、区の代表である区長に毎年お願いし、情報を収集、集約していただいております。例年、各区長には多大なご負担をおかけしていることは承知しておりますが、特に古川町においては、歴史的に区長が雪への対応についての役割を果たしていただいていることもあり、本件については、これまで苦情等はいただいております。今後、区長との連携を密にして、市民サービスの提供や情報共有に努めながら、安全で安心して通行していただける生活道路をしっかりと維持できるよう努めてまいります。

3点目の、今季の教訓を生かした今後の除雪対策についてお答えいたします。今季の除雪費用、

最大積雪深は、町村合併後いずれも最大となっているところですが、過去の豪雪時と比べ、地域からの苦情や要請、トラブルは比較的少なかったと認識をしております。これは、区長や町内会長をはじめとした、地域の皆様のご理解とご協力をいただいた結果であったと、大変感謝をしております。また、除雪委託業者の皆様による万全な除雪体制を確保していただいたことや、与えられた担当路線について責任を持って除雪作業をしていただいたことも、大きな要因であったと思っております。加えて、今回、継続したオペレーターの確保がいかに重要であるかについても再認識をしたところです。除雪した雪の排雪場所の確保など、細かい課題も多々ありますので、今後も市内全域の事業者や関係団体等と連携をし、こうした課題解決につきましては、引き続き継続して取り組んでまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○13番（籠山恵美子）

まず、1番の答弁について再質問いたします。1番、2番、両方に関連しますが、今、森基盤整備部長もおっしゃった道路法の第42条、これに沿えば、見守りが必要なら、例えば委託業者に除雪の要請をしなければならないという義務を市が負うということですが、このことを十分にやられているのかということの疑問が町の方々の声から聞こえてきます。市に電話をすると、区長を通じて除雪の依頼をしてくださいと言われる。では、区長から要請がなければ、除雪はしないのかということなんですね。例えば、区長は昼間働いている方もおられます。皆さん、定年退職をしてご在宅の方ばかりではありません。そういうときに連絡が取れないということもあるそうです。区長も万能ではないわけですね。市民は、地方自治法の第10条、この定めによりまして、誰もが行政の役務、サービスの提供を等しく受ける権利を持っております。そして、その役務の負担、これは納税になりますけれども、その負担を分担する義務も有しています。ならば、地方税の納税義務を負うと同時に、役務、サービスの提供であるこの除雪作業、除雪対策が、住んでいるところの生活道路である市道によって格差があってはなりませんよね。あるいは、区長の都合で除雪できない、されないという不公平もあってはなりません。先ほど森基盤整備部長の答弁から、市民からの通報など、これを取りまとめるのはなかなか煩雑だと。あるいは、市民の苦情、通報を優先すると不公平になることもあるというお話でしたけれども、地方自治法によれば、きちんと市が責任を持って網羅しなければ、そもそもが不公平になるんですけれども、この辺の考え方というのはいかがでしょうか、基本的なことです。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

道路のそういった情報ですけども、道路管理者もしっかり降雪、大雪が降った後は道路パトロールのほうに職員が出ております。まずは幹線道路からパトロールをしていくわけですけども、そういった中で、市の職員のパトロールが間に合わないところは、区のほうから寄せられた情報も聞き取って、対応をしっかりしてやっているということでありまして、区長のほうに各区の方からの情報を取りまとめて、飛驒市へ連絡してもらおうというパイプ役のお願いをしておるところでありまして、決して市がパトロールを怠って、全てを区のほうへ情報提供を押し付けているというようなことではないので、この辺はご理解をいただきたいと思います。

○13番（籠山恵美子）

特に今季は大変な雪でしたので、市としても対応は大変だったというのは本当によく分かります。ですけど、最初に言ったように、温暖化で、去年のような楽なとき、そういうときになかなか雪対策ってきちんと詰まっていけないですね。こういう大変なときにこそ、何に困って、何が必要なのかということが見えてくるんですし、そういうときにいろいろな対策を練ることができると思っています。ですから、今、森基盤整備部長は、区長はパイプ役ですと。責任を押し付けているわけではないということだと思いますけれども、それも分かりますが、市民の方々の声を聞きますと、例えば、皆さんが自宅にいつもいるわけではない、同じ町内でも、あるいは同じ市内でも勤め先がちょっと違うところに日中勤めているとなると、本当に目の前で何かそういう雪災害が起きたときに電話を、市にとにかく一報入れたいということだってあるわけですね。そういうときに、「区長さんに取りまとめてもらってください。」のような市の返答ですと、この区長は一体誰だろうと迷うわけですね。そういう事例もあるわけです。そうすると、なんでかんで全部区長にひも付けなければ除雪というものがスムーズにいかないのかということになりますし、そういう不満は渦巻いていたと思います。先ほどは、こういうトラブルに関して、比較的少なかったということでしたけれども、実際には何件ぐらいあったというのは掴んでおられるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

具体的な件数は今手元に資料がございませんので、何件ということはお答えできませんが、これだけ雪の量が56豪雪、18豪雪の次の3番目くらいの雪の量が今回降ったんですけども、その状況の割には、比較的苦情等の電話も少なかったということは実際感じております。区長を通して苦情を受ける、区長を通さないものは苦情は受けないということではなくて、緊急性の高いもの、すぐに対応しなければならないものについては、区長ではなくても個人的に情報が入れば、市の職員はすぐに現場へ出向きますし、そういった柔軟な対応はするようにする体制は取っておりますので、区長を通して報告とか相談をしていただくという、そういう原則を申し述べたということでございます。

○13番（籠山恵美子）

今の森基盤整備部長の答弁を聞きまして、ほっとされている市民の方が随分おられると思います。本当によかったと思います。ホームページを見ましても、危機管理課のPRだったと思いますけれども、雪の対策支援についてというのを見ましても、区長を通して言ってくださいみたいなことは一言も書いてありませんのでね。ですから、何かあったら危機管理課の何番にというふうなお知らせになっているものですから、大変だと思った市民の方は直接お電話をするということになると思うんですね。そういうような、市民の緊急性をきちんと考慮していただいて、今の森基盤整備部長の答弁はそれに配慮された答弁だと思いますので、よかったかなと思います。

雪の出動基準なんですけれども、先ほど確認したとおりですが、このほかに細かくあるんですね、歩道は積雪深が20センチメートルという基準で市街地の倍の基準ですよね。市街地道路は逆に5センチメートルの積雪深で出動するというふうになっているようなんですけれども、実はこの歩

道について、市民から何とかかいてくれという要望が、今回はたくさんありました。令和4年の今頃、今は亡き谷口元議員が除雪について一般質問されました。そのことを私も思い出して、歩道の20センチメートルを何とか10センチメートルにしてくれないかと、一般質問で彼は訴えておりまして、私もとてもそれに共感して、一般質問の後にそうだよね、そうだよねと2人で話したことを思い出しました。当時の谷口元議員の答弁を森基盤整備部長がされておりまして、答弁録を引き出してみましたが、まず、午前7時時点の積雪深がおおむね20センチメートル以上になるとされたときに、歩道もかきますという答弁をされています。その20センチメートルなんですけれども、20センチメートルで切ってきました、この高さですよ。基本的に午前7時の時点で、通勤・通学、特に子供たち、長靴、防寒靴で支障なく歩行できることを前提に除雪を実施していると答弁されています。これは結構な高さで、多分私の顔ほどあると思うんですが、中学生なんかは通学に長靴は履きませんよね。そうすると、防寒靴ではざくっと入ってしまうんですね。森基盤整備部長は、引き続き対応することを考えていくと答弁されておりまして、2年たちました。この歩道の除雪の基準は何とか改善を考えてくださったんでしょうか、伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

検討するということでご回答したと思いますが、この基準は、おおむね20センチメートル以上となることが予想されるときということですので、雪の降り方を見ながら、例えば15センチメートルぐらいのとき、さらに雪が降って20センチメートルを超える恐れがある、そういう場合には出動していただくということで、20センチメートルになって出動するということではないので、そこはご理解をいただきたいと思います。

それから、もう1つ条件がありまして、これは歩行が困難と思われるとき、これは20センチメートルにこだわらず、降り方が今後さらに降り続くようなときには、その数字にこだわらずに出ていただくということをお願いしていきたいと思っておりますので、その辺はさらに改善を考えてまいりたいと思っております。

○13番（籠山恵美子）

いろいろと考慮して検討していただきたいと、ぜひ改善していただきたいと思います。午前7時時点でおおむね20センチメートルということなんですけれども、大体午前7時となると、子供たちも出始まっているんですよ。ですから、例えば20センチメートルの基準をなかなかそれまでに歩道にかく人手がない、何とかっていうことであれば、出動する時間を30分繰り上げて、午前6時半から出動する。それだけでも、子供たちが学校に向かう午前7時半ぐらいにはかかっていると思うんですね。こういう時間の検討というのを考えていただけませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

ご指摘いただいたように時間の検討もさせていただきたいと思います。

○13番（籠山恵美子）

重要なのは冬の時期における道路の安全の確保、それと市民の日常生活の保障、それに尽きる

と思います。そのために欠かせないのが、冬は除雪なんですね。ですから、道路法の根幹、これを握って離さず、市の責任をきちんと握って離さず、市民生活を持続可能にする行政であっていただきたいと思います。万が一、例えば幹線を優先的にかくとすると、市道の中でも住宅地の中にちょっと入り込んでいるような、飛騨市から富山県に向かう道を縦線だとすると、その横線の市道なんかも後回しになるということがありまして、そこで随分、車で大変な思いをするということもあるようです。いざ、そういうわたちの不具合で車が事故を起こしたときに、大体車の運転手は自損なんかの保険に入っているものですから、市に苦情はいかないかもしれません。ですけども、道路のきちんとした除雪が市の責任でもってやられないために事故になったときに、もしそれが、どなたか訴えた場合には損害賠償の対象になるんですね。そうすると市の責任なんです。ですから、いざというこういう大変なこともきちんと念頭に置いていただいて、除雪は大変ですけど、市民の生活と命がかかっていますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。2つ目に、第Ⅱ期飛騨市総合政策指針と新年度予算について伺います。先の全員協議会で市の第Ⅱ期総合政策指針が議会に提示されました。令和7年度の予算も、この2期目の総合政策指針初年度に沿ったものと受け止めております。今回は盛りだくさんの政策から、人口減少問題、教育問題、多様性の問題、この3分野に絞って、市長とそれから教育長の見解や具体策を伺います。

まず、1つ目に人口減少先進地飛騨市の今後5年間の具体的な取り組みを伺いたいと思います。人口減少先進地というレッテルをいただいた飛騨市ですけれども、指針にあるグラフのとおり1980年以降、人口は自然減の一途であります。失われた30年とは、政治のゆがみによって損失した経済の負の歴史を言うようですけれども、市はそれに人口の自然減が重なっているわけです。取り返しのつかない痛手ですけれども、未来の作り手である子供たちのための布石は責任を持って打たなければならないと考えます。初めに、持続可能な飛騨市のための積極戦略と適応戦略、これは政策の指針に書いてあるんですけれども、何を指すのか具体的に伺います。

2つ目、教育分野の条件整備、環境整備に特化した最大の問題は何と考えるのか伺います。私はこの最大の問題は教育負担の重圧と考えています。なぜ近年「親ガチャ」などの卑下した言葉が子供たちの間に横行するのか。この親ガチャという言葉、先ほど高原議員にこれは何だと聞かれましたが、子供たちのガチャガチャ、市長は御存じですね、おもちゃのガチャガチャです。100円、あるいは200円入れますと、出てくるものは何が出てくるか分からない。ケースに書いてあるこれが欲しいと思っても、何が出てくるか分からないというものです。つまり、子供たちは親を選べない。こうやって卑下した言葉が子供たちの間で横行しているという現代なんですね。

それを考えたとき、逆にそれを裏返して、その重圧や壁を取り除く最良の方法はといたら、これは義務教育の無償化であります。今、国会でもいろいろ論議されております。今の教育には隠れ教育費というのがたくさんあります。その大きな負担が親ガチャ、親の収入による、親の様々な経済状況による、そういうものの親ガチャを決めてしまうのだといえるのではないのでしょうか。この総合政策指針の5年間でどれだけ無償化に近づく方針なのか伺いたいと思います。また、子供のいじめも含めて、教員の中でのハラスメントはどのように対応しているのか。通報の窓口や保護マニュアルは整備されているのか伺います。

3つ目に、多様性ダイバーシティの問題です。このダイバーシティの実現のため、リーダ

一養成などに取り組んでいる飛騨市ですけれども、実現までの道のりをどう描いているのか市長に伺います。令和5年にダイバーシティ宣言をしたとはいえ、これは市民一人一人の意識発揚と醸成が不可欠であり、課題が山ほどあると思っています。多様性を認め合うには、まず差別と偏見をなくさなければなりません。私はこの地球で要らない言葉がこの差別と偏見だと思っています。この言葉が死語になるまで何とかしなければと思っています。それを飛騨市がダイバーシティというので、宣言で実現できれば、そのために私は何でもやりたいと思っています。ハラスメントと同じで、無意識の偏見、アンコンシャスバイアスと言うようですけれども、これにも気づかなければなりません。その気づきのない市民が実にたくさんいらっしゃいますが、特効薬はありません。リーダー養成で、5年で50人のリーダーを育てると指針には明記されておりますけれども、いわゆるインフルエンサー的な役割を期待するのでしょうか。飛騨市という町が、このダイバーシティ宣言でどう変わるのか、これは本当に大きなテーマであると考えています。市長、教育長の見解を伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

総合政策指針に関しましてのお尋ねがございました。1番目と2番目の一部を私から答弁させていただいて、3番目は市民福祉部長から答弁させます。

まず1点目、積極戦略と適応戦略、何を指すのかというお話でございまして、指針の16ページに出てくるところでございまして。この考え方は人口減少をどう捉えるのかということと表裏一体ですので、まずその点を申し上げておきたいと思っています。人口減少は少子化で起こるというふうに言われますけれども、要素を分解すると4つの要素から説明ができます。1つは母親となる女性人口の減少、2つ目が未婚率の上昇、3つ目が晩婚化です、4つ目が結婚している夫婦から生まれる子供の数、これを意味する有配偶出生率の減少、この4つで説明ができます。おおむねこの4番目の有配偶出生率だけが2010年代半ば以降の出来事でありまして、直接的にはずっと最初の3つ、母親になる女性人口の減少、未婚率の上昇、それから晩婚化で少子化が進んできたということです。

この中で一番大きな影響があるのが、実は1番の母親となる女性人口の減少でありまして、この数が減少しますと、どれだけ出生率が上がっても子供の数は減少していくということになります。日本全体、飛騨市もそうなんです、1970年代の初頭以降、子供の数が減っておりますので、もちろん女性の数も減っております。したがって、この人口減少が起こることは1970年代にはもう分かっていたということで、分かっていたことが現実になったというふうにまず捉えなければいけないということです。したがって、この人口の減少は定量的に説明ができるということでございまして、何かの気分で説明するものではない、数字で説明ができるということです。実際にこれがどういうインパクトかと言いますと、例えば突然子供の数、出生数が増えて、それが戦後ベビーブーム期並みの子供が生まれる状況が今発生して、それがずっと続いたとして、人口減少が止まるまでには60年かかります。これは現実、現時点においても子供の数は減少していますから、起こり得ないことだというふうに考えられますので、少なくとも、どんなにあがいても向こ

う100年以上人口の増加を見ることはないというふうに断言ができるということです。そうすると、少子化対策を進めれば人口は増えるとか、課題は解決するということはありません。つまり、人口は減るものだというところから物を考えなければいけないということでもあります。

飛騨市でそうであるように、全国同じように人口減少は起こりますが、高齢化に伴って亡くなる人の増加と同時に進行いたしますので、この過程においては、高齢者の生活支援とか医療・介護、支え手になる人たちの確保、これが大変難しいという状況が必ず起きます。これは日本全国同じように必ず起きてくることなので、人口減少が減って起こる問題にしっかり対応していこうよというのが適応戦略だということですね。適応戦略に相当する施策としては、飛騨市が弱い立場の方々への支援というふうに取り組んでいる膨大な施策、これがこれにそのまま該当いたします。しかも、この課題というのは次々起こってきて、去年起きていない問題が今年起きるということも当然ありますし、中身も変化します。そうすると、柔軟に対応していかなければいけないので、何か1つやれば向こう10年大丈夫なんてことは起こらない。今年やってもまた来年変えないといけません。これがですね、今の時代の行政に求められていることであるということでもあります。これが適応戦略だということです。

一方で、もう諦めてしまって少子化対策はやらなくていいのかというと、それはそうではない。人口の回復を目指さなくていいのかというと、それもそうでもない。それは、地域の力が落ちていく、日本の国力が落ちていくばかりですから、これは100年後、あるいは150年後、ひょっとすると200年後に効果が現れるとしても、200年後のために今やらなければいけない、こういうことでありまして、私たちが今何かをやってメリットを享受するのではなくて、100年後、200年後の人たちのために今頑張るというのが、我々が今やっている少子化対策ということになります。これは少子化対策だけではなくて、子供たちの育ちとか教育に力を入れていくということも当然ですし、地域の魅力を高めて、あるいは移住定住を促進したり、地域産業の振興をしたり、雇用の創出をする、こうした産業系の戦略・地域づくりの戦略はそのまま将来の世代のためにやっているということでもあります。これが積極戦略ということです。なので、将来を見越して少しでも活力が維持できるように頑張るというのが積極戦略ということになります。

この対策でいきますと、直接的な人口対策という観点も含めて言えば、本市の移住定住対策はこれに当たるということになりますし、この点は全国的にもご評価もいただいておりますし、実績も出てきております。また、今、関係人口という概念があるということで、飛騨市ファンクラブ、ヒダスケ！、これは全国的にも大変モデルとしていただいておりますが、これも直接的な積極戦略だというふうに言えます。そのほかにも、米とかアユとか広葉樹とか薬草とか、いろいろな地域資源を生かした取り組みをやっておりますが、これも地方創生2.0、まさにそうしたものと相まって、積極戦略に位置づけられるものであろうというふうに思います。

この人口減少、先ほど申し上げたように全国で必ず同じように起こります。したがって、早くから人口減少を経験している地域というのは、それだけ知恵があるということなんです。知恵と工夫ができる、そういう立場にあるということでもありますので、人が増えている増えていると喜んでいるところはこういう知恵は出てこないんです。ですけど、毎日のように課題が出てくるところは本当に七転八起しながら、この知恵と工夫で頑張っているということなんです。そういうところがこれからの日本の最先端地域になるんだという考え方で、私は、飛騨市のこと

を人口減少先進地だというふうに言っておりまして、この人口減少が先に進んだ地域だからこそ、飛騨市をモデルにしてもらって、人口減少時代を生き抜くヒントを飛騨市がつくり出して、そして、ほかの地域にもまねしてもらいたいということでございます。議員から、レッテルをいただいたというご発言がありましたけど、いただいたのではなくて自分で言っているということでございます。

私、この考え方を岐阜県職員時代に岐阜県長期構想というのをつくったときに気が付きまして、今岐阜県の政策もこの柱ででき上がっております。全国知事会、当時地方創生の提言をしたんですが、その中にもこの趣旨が盛り込まれておりますし、今、地方創生2.0という考え方はまさしくこれを取り入れたということになります。この間、地方創生1.0以降、人口の維持ということに重点を置き過ぎたために、移住を中心とした人の奪い合いになってしまった。これが今の反省点として挙げられておりまして、その点でも、地方創生2.0の中で人口減少を受け止めるんだという考え方を打ち出されたのは、国としても初めてのことであり、飛騨市としても考え方は間違っていないというふうにご覧いただいております。

それから、2番目の教育分野の問題につきまして、義務教育の無償化に指針の5年間でどう近づくんぞという点について、私からお答えしておきたいと思っております。あとのハラスメント対応については教育長のほうから答弁をいただきます。

結論から申し上げますと、飛騨市の総合政策指針は、義務教育の無償化を直接の目的としているわけではございません。したがって、指針で無償化に近づけるということを政策として考えているわけではないということをお知らせしておきたいというふうに思っております。議員ご指摘のように、授業料以外に隠れ教育費があるということはもちろん承知をいたしておるわけでありまして、昨年の子育て支援のアンケートでも習い事とか、そういったことも含めていろいろな費用がかかるということは指摘があるわけです。ただ、これを義務教育という範疇の中で完全無償化しようと思えば、大変大きな財源が必要となる。そうした大規模な施策については、国が主導で対応すべきであるというふうに私は考えております。現在、国におきまして、教育負担の軽減に関する議論は、当初予算の編成の中で、国会の中で急激に話がまとまって、最近の与党と日本維新の会の合意の中でも、私立高校の無償化範囲の拡大ということは決着しましたが、合意事項の中身を見ていますと、そのほかにたくさんございまして、議員御持論の給食の無償化もこの中に含まれておるわけです。

ただ、この点につきましては少し懸念をいたしております。これまでも国で決定した政策でありながら、後の制度設計の段階になって地方自治体に過重な負担が生じるというケースがございました。最近のいい例が幼児保育・教育の無償化です。あれは、これで全然タダなんだというふうに思ったら、一定割合地方自治体が負担するんだということで最後決着しているんですね。そのように今回の給食費の無償化もなるのではないかとことを大変懸念をいたしております。実は今週の月曜日に全国市長会の事務局に行ってきたんですが、私、社会文教委員長という役割をいただいているものですから、この問題についてどういふスタンスで臨むかということをお知らせするために職員と議論をいたしました。やはり、全国市長会でも同じことを考えておりまして、これはもう必ず最後、基準額を決めて、国が負担するのはここまでよ。あとは自治体で、というふうになってくるのはもう必至である。そうなってくると、全国無償化となって

いる以上やらざるを得ない。やらざるを得ないと、基準をどこに置くかを決めるのは国の自由ですから、例えば月5,000円なら5,000円要る、でも、国は3,000円しか負担しない。じゃあ2,000円負担を埋められるかという、それは無償化ではないということになるので、住民の理解が得られないので行政が負担する。こういうことになりかねないということで、ここについては国の議論とにかく目を光らせて、仮に義務教育の無償化、給食費の無償化という名の下に地方の負担が生じるようなことがあれば、適切な財源措置をしっかりと講じるように国に強く求めて運動していかなければいけないということを考えておるということでございます。

私からは以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

私からは、子供のいじめ、教員の中でのハラスメント対応及び通報・相談の窓口や保護マニュアルについてのお答えをいたします。

まず、子供のいじめに対しては、いじめ防止対策推進法に基づいて、全ての小学校、中学校で学校いじめ防止基本方針を策定し、対応を進めております。各学校では、人権教育や道徳教育を中心に、いじめや差別を絶対許さない学校づくりを進め、未然防止に努めるとともに、定期的なアンケートや教育相談を行い、早期発見・早期対応に努めております。児童生徒や保護者からの相談窓口は主に学校が担っていますが、飛騨市教育委員会学校教育課内にも相談窓口を設け、相談しやすい体制を整えております。

次に、教職員の中でのハラスメントに対しては、飛騨市教育委員会が職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針を策定し、ハラスメントの防止と排除に必要な対策を講じております。管理職、教職員それぞれを対象としたハラスメント防止研修を定期的の実施し、未然防止に努めるとともに、学校教育課内に職場環境に関する相談窓口を設置し、ハラスメントが疑われる行為に迅速に対応できる体制を整えております。相談があった場合には、指針に従って教育委員会が責任を持って対応します。実際、これまでも相談があり、状況を聞き取り、対応したこともあります。今後もこうした取り組みを通して、児童生徒はもちろん教職員も安心して通うことができる学校づくりを進めてまいります。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

私からは、3つ目のダイバーシティ社会の実現についてお答えします。飛騨市では、ダイバーシティのまちづくりの実現に向け、令和5年度末にダイバーシティ宣言を策定し、今年度からその理念を広め、意識の定着を図るため、ダイバーシティ推進委員会を中心に普及啓発活動に取り組んでいるところです。今年度の主な取り組み内容としては、令和6年5月にキックオフイ

ベントとして「一人ひとりの人権が尊重される社会」と題して講演会を開催。8月には人権啓発映画「梅切らぬバカ」上映会及び市内在住の外国人との文化交流会の開催、10月には推進員の企画・立案によるダイバーシティに関する川柳交流会を開催しました。また、企業や団体に対して、ダイバーシティ宣言への賛同の呼びかけも行っており、今日までに54の企業・団体様からご賛同いただいております。令和7年度からは、講座や研修会を毎年3回程度開催し、受講者をダイバーシティ推進リーダー、これは仮称でございますけども、として認定、ダイバーシティの考え方を一人でも多くの方につないでいていただきたいと考えております。

人の意識を変えるというのは、そう簡単なことではありません。何かを決めたら変わるということではないので、粘り強くそういう町であるということが浸透していくような取り組みを継続して実施していくことに尽きると思います。こうやったから、すぐこうなるということはない、非常に息の長い話だということです。議員のおっしゃるとおり、特効薬はございませんが、少しずつダイバーシティの考え方を市民に浸透させ、市全体が優しい気持ちにあふれた住みやすい町になっていくよう、今後も市全体でダイバーシティのまちづくりに取り組んでまいります。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○13番（籠山恵美子）

1つ目の人口減少の問題で、市長の考え方というのは十分にお聞きしました。なかなか私も人口減少を早期に解決しようとは思えないんですね。時間のかかる問題だなと思っています。ただ、持続可能な飛騨市ということであると、今将来に向かって、100年、200年のために私たちがやることはあります。子供の育ちや教育について将来を見越してやることは、大人にはたくさんありますけれども、今を生きている老若男女、子供からお年寄りまで、2万何千人がしかの飛騨市民も同時に幸福にしなければならない、幸福でなければならない。それでウェルビーイングということになるんでしょうけれども、そのことに力を入れるということが、おのずと何か、それが効果と相まっていくのかなという感じはします。具体的に何をすれば子供が増えるよということもないだろうと、私もそれは同じように思います。ただ、これまでの飛騨市の取り組みを見ますと、最近インターネットで確認しましたが、飛騨市は「2025版住みたい田舎ベストランキング」、これで全国10位になっておりました。それから「2023年街の幸福度 自治体ランキング」これは東海で第6位という評価をいただいているということもありまして、こういう評価は今までなかったです。ですから、これまでやって積み上げてきたものがこういう成果になっているんだろうと、これは率直に評価したいと思います。

なかなか難しいんですけれども、例えば最近あった私事ですけれども、新聞に我が町のことを書いてくださいという依頼がありまして、飛騨市のことを書いたんですけれども、とにかく人口減少のことも書きましたし、でも一方では、先ほど市長がおっしゃった移住定住促進策、これに力を入れて、入れたその成果か移住の方も増えているし、その方々がまたこの町で力になっているわけですね。林業に従事されたり、有機農業を一生懸命やっていたりという、そういうことになって、それが学校給食の有機食材の供給にも結びついて大きな原動力になっているということを書いたんですね。そうしたら電話とお手紙がありまして、東京の95歳のおばあちゃんでしたが、感動しましたと言って、私の電話を聞き回って、電話がかかってくる、「私は思うようにLINEとかできませんからお手紙を書きます。」と手紙も来ました。その中身がもう

事ほどさように人口減ということに嘆かずに、移住された方とも1つの町をつくっていくと。しかも、そこにはダイバーシティ、それからゼロカーボンシティ宣言、こういうものに行政と市民が共同で今取り組んでいるということも最後に書いたものですから。なんて素晴らしいと、一度行ってみたいけれども95歳だから無理かもしれませんということでしたが、お祭りにぜひ来てくださいと励ましたんですけれども、こういうぼつぼつとした芽吹きと言うんですかね、そういうものが自分たちでは、ここにずっと住んでいると気がつかないけれども、今いる市民で、みんなで差別や偏見をなくして住みやすい町にしようと、そういう意気込みで真面目に生活していれば、それが外からの評価につながっていくし、それで、じゃあ住んでみようと思住される方もぼつぼつと増えているということだろうと思いますので、そういう粘り強い地道な市民運動というか活動で飛騨市が盛り上がっていけばいいなと思います。

それで、学校教育の中のハラスメントへの対応なんですけれども、今、教育長に答弁をしていただきました。一番気になるのは子供のいじめでもそうですし、教員のハラスメント、保護者との関係の問題もあるでしょうし、いろいろご苦勞も多いと思いますけれども、その相談窓口がどちらでも学校内なんですよね。これが、例えば学校内の相談窓口はどのようなメンバーというか顔ぶれで相談を受けるのか、その辺りで言いにくさが、教員なんか特にですけど言いにくさがあつたときにどんなふうな対応されるのか。例えば、飛騨市の職員のハラスメントの規定というものができていまして、それを読みましたが、被害者、加害者という言葉は書いてありませんけれども、利害関係者ですね、利害関係者がその相談窓口にいるほしくないと思ったら、それを外すということの配慮も市の職員のハラスメント防止の対策にはちゃんと書かれてありました。教員にしてもしかりだと思うんですよね、学校の先生も人間ですから。そういうときに、第三者的な窓口を、相談体制がつかれるのかどうか、ちょっと心配なんです、これは準備されているんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

職員のハラスメントについての相談窓口ということでお答えいたしますけれども、先ほど答弁の中でも、1つは市の教育委員会の学校教育課内ということで、学校教育課長、課長補佐、あるいは係長、それぞれ男性、女性もおりますので、話しやすい者に相談するようにということが1つございます。もう1つは外の相談窓口ということで、岐阜県教育委員会に関わることでございます。出先の飛騨教育事務所の学校職員課へ直接当事者が相談すること、あるいは岐阜県教育委員会の教育管理課内にあります専用相談窓口のほうにも電話、メール等で相談することもできます。もう1つは、岐阜県の教育委員会のほうで外部相談窓口ということで、法律事務所のほうに相談をできることについても指針の中で職員に周知しておりますので、そういう形で、より相談できる場をつくり、また、安心して相談できる環境を整えているところでございます。

○13番（籠山恵美子）

安心しました。今インターネットの中では、SNSの中では兵庫県知事の選挙に絡んだ大変なこと、百条委員会なんかも開かれて結論が出たようですけれども、そういうのを見ますと、第三者のそういう委員会もどう設定するかでいろいろ揉めているとなかなか言いにくいですけれど

も、法律の専門家、今おっしゃったので安心しましたが、法律事務所にも関わってくださるということなので、そういうことで安心して相談できるということが大事だと思いますし、それをちゃんと先生方、あるいは保護者の皆さんにもきちんと周知をしてもらうということがとても大事だと思います。

私のところに今2件、3件、こういうハラスメント絡みの相談が入ってきています。私は議員ですから、相談活動をしているとはいえ第三者なんですよね。私に訴えてくるということは外部通報なんです。そうすると、私はどうしたらいいのか。私が解決できるわけではないので、ほかの議員さんもそうかもしれません、相談を受けることが多いと思いますよ。そういうときに、きちんと手だてが取れて、正しい解決をする、議員はそれのつなぎ役だと私は思っているんです。ですからそういうことで、市役所の職員の方々の窓口にも、それから教育委員会のほうの窓口にもそういうのがきちんとあれば幾らでもつなぎますし、そして、正しく解決をしていただくということが大事だなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ダイバーシティの問題は本当に野村市民福祉部長のおっしゃるとおりです。私たちは経験しまして、コロナ禍のときにね、最初はみんなびりびりして、しーんなんていう感じでしたけれども、ポスターができて、やさしいまちづくりということで成功しまして、しまいには新型コロナウイルス感染症になってしまったよなんて平気で言うことになりましたよね。そういうようなことができるので、是非ともそういう感じでいい町をつくっていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で13番、籠山議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時といたします。

（ 休憩 午後2時54分 再開 午後3時00分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

11番、前川議員。

〔11番 前川文博 登壇〕

○11番（前川文博）

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので今回4点の大きな質問をさせていただきます。

1点目です。若宮駐車場の土地交換について伺います。内容は3つです。1点目、同等の交換基準とは何か。2点目、上下水道工事について。3点目、飛驒古川駅東駐車場の名称変更につい

てです。

1点目、同等の交換基準とはということで、昨日もお二人から質問がございましたので詳細のほうはしゃべりませんが、今回、開発事業者側の不動産鑑定により同等以上が確認されたということで向かわれております。公共事業でいろいろ行う際は、市で行うと高額になるということで、火災跡地の開発なども民間でやってもらって費用を抑えたと、飛騨市は賃貸で借りるといったような手法が取られてまいりました。確かに飛騨市が公共で事業を行うと高い、民間が行うと安く済むという、この辺は理解できますが、今後飛騨市の施設として飛騨市が管理をしていくということを考えると、それなりの工事基準というものはあるはずです。例えばアスファルトの舗装は何センチメートル必要なのか。その下に敷く砕石などの基準は公共工事と一致しているのか。また、建物についても公共工事として建設する基準と同等以上なのか。飛騨市が行った場合の工事基準との比較で同等以上なのかを確認します。鑑定評価の金額が私は余りにも大きいと感じております。飛騨市として鑑定評価をする考えについても確認いたします。

2点目、上下水道工事についてです。土地の交換に伴う上下水道工事が開発事業者によって行われています。最近では、上下水道管の老朽化の問題も全国各地で多く発生しております。飛騨市の水道料金も最低限の値上げが予定されていますが、それも長寿命化を基準としたもので、この先、長期間の維持修繕など管理が必要です。そこで、民間事業者が行った上下水道管を飛騨市が管理していくには、しっかりとした工事基準で行われたどうか、そこが重要です。市が施工した場合と同等の基準は担保されるのか、工事の確認はどのように行っているのか、その点を確認いたします。

3点目、飛騨古川駅東駐車場の名称変更についてです。新駐車場は6月議会で条例が提出され、飛騨古川駅東駐車場の名称が予定されています。近隣で開発を行うのは、飛騨古川駅東開発株式会社であり、同じ名称になります。何も知らなければ開発事業者の駐車場にも見えてしまいます。これまでどおりの若宮駐車場の名称でも問題ないのではないのでしょうか。飛騨古川駅東駐車場の名称については、私は反対の立場として、この名称の決定について確認をしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、私からは1点目と3点目についてお答えをいたします。

まず、1点目の同等の交換基準についてお答えをいたします。駐車場の整備につきましては、国土交通省の構内舗装・排水設計基準を、市道の整備につきましては、岐阜県の道路設計要領を適用しておりまして、自費工事申請により機能を満たしていることを確認した上で許可しております。なお、駅東駐車場と隣接する市道の完成検査は雪解け後の3月末に行う予定です。建物につきましては、施工業者に対しまして、既存施設の建築当時の図面を提供し、その図面を基に耐震等については現在の基準で設計がなされております。内部の機能や仕様につきましては、両施設の所管部署の担当者が、複数回にわたり確認を行いまして仕様等が決定されており、交換して市が管理、使用をしていくことに問題ない状況にあると考えております。なお、市として鑑定評価をする考えがあるかにつきましては、市が依頼した場合も同じ鑑定評価になると思われま

で、特に実施することは考えておりません。

次に、3点目の飛騨古川駅東駐車場の名称変更についてお答えいたします。現在の既存駐車場である若宮駐車場は、地名である「若宮」を用いて命名されており、市民の方から広く認知されております。一方、交換後の新駐車場の地域は上気多でありますので、地名を用いて命名すると「上気多駐車場」ということになります。しかし、上気多は大変広い地域でありまして、逆に誤解を生じる可能性もあります。今後、市内の方は元より、市外の方にも分かりやすく親しみの持てる名称にしたいと考えたときには、ランドマークとなる施設や建物の名称を活用することが一般的であると考えます。その場合、昔から親しまれ、飛騨市を代表する駅名「飛騨古川駅」がキーワードとして挙げられることから、その東側に位置する駐車場として飛騨古川駅東駐車場との名称で検討しているところです。ただ、最終決定したわけではございませんので、ご意見も踏まえ検討してまいります。なお、開発後の施設の名称はローマ字で「Sorano-tani」となりますので、完成後には開発者名とかぶることはなくなるのではないかと考えております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

私からは2点目の上下水道工事についてお答えいたします。今回の駅東開発地内には、上流の若宮一丁目地内からの汚水が流れる下水道管が、若宮駐車場の中の道路部分に埋設されており、今後、土地交換がなされた際には開発計画の支障となることから、開発者側から別のルートへ変更させてほしいとの要請があり、技術的な検討を行った結果、県道鼠餅古川線から市道上気多・杉崎線側へ迂回するルートに変更することとなりました。ルート変更に係る設計は開発者側で行いましたが、実施設計においては、市が求める設計基準に基づいた構造となるよう事前協議を行い、設計内容については市でも確認を行いながら進めてもらいました。

なお、今回の下水道管の移設に関しては、上水道管の移設も行わないと新ルートの下水道管が敷設できないことから、上下水道管敷設工事を一括で開発者側が行うこととし、その費用の全てを原因者である開発者側が負担することとしております。工事の実施に当たっては、下水道工事については公共下水道施設工事施工承認申請書を、上水道工事については自費工事承認申請書を開発者側が市へ提出し、市では、市が建設する場合と同等の構造となっているか詳細について確認し、施工に当たっても市発注工事と同等の管理を行うことなどの条件を付して承認しております。

なお、施工に当たっては、工事施工業者と施工管理を行う業者に対し、市発注工事と同様に管理すべき基準等を遵守するよう指導するとともに、随時、工事の進捗などについても情報を共有しながら、必要に応じて現地立会いも実施しております。現在までのところ計画どおり施工されていることを確認していますが、管路の敷設工事が完了した際には、市が行う検査により、市の基準を満たす施設であることを確認してから、新ルートへの切替え工事と既存の管路施設の撤去を行います。最終的には、全ての工事が完成したところで完成検査を行い、設計どおりに建設されていることを確認した後に、新設された施設については市へ権利譲渡される予定となっております。

ます。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○11番（前川文博）

多少ロスタイムがありますが、今2点目のほうで、上下水道については現地の立会いも行ったりいろいろ管理をやっているということで、要は地中に埋まってしまうので後分かりませんが、その部分は管理ができているということで、その辺は確認をさせていただきました。

それから、名称についてはSorotananiという名前がその名称なので、開発事業者の名前は今後出てこないということもありますが、一応まだ最終決定ではないということですので、ここはいろいろな話を聞きながら検討していただきたいなと思います。看板が立って、今隠してあったのがまためくれて、駐車場の名前が出ているんですね。10月頃立ったときもずっと名前が出ていたんですよ。それがあったので、今また出ていたので、非常に気になりましたので、その辺はしっかりとやってください。

それから1点目のほうなんですけども、道のほうは国とか県の基準でやられたということで、それはよかったんですが、その基準でやられたことの確認、例えばアスファルトは何センチメートルでやってあるとか、その下の碎石はというところの確認というのはどのようにされましたか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

こちらの駐車場等につきましては技術的なことになりますので、基盤整備部の建設課のほうの職員が協議とか確認をしておりますが、その舗装の現場のことにつきましては昨年の12月6日に現地にて確認を行っております。

◎議長（澤史朗）

もう1つ答弁があるそうです。

□基盤整備部長（森英樹）

駐車場の舗装の関係につきましては、舗装の厚さとかは国土交通省の基準に基づいて、市のほうでその仕様を相手方に明示しまして、その仕様どおりで施工していただいているということです。確認につきましては、自主管理をしていただいておりますので、この後になりますけども、写真等によって検査をさせていただくということになろうかと思います。

○11番（前川文博）

分かりました。公共工事の発注ではないので、普通道路に穴を開けてやるような検査ではなくて、出てきた写真での管理ということで一応確認をされるということですので、それをしていただければ、その辺の同等基準、そういったものがいけるのかなというふうに思います。

それから、今度は建物のほうなんですけども、全員協議会の説明のほうでは、断熱材とか、ふすまがロールカーテンになったとか、土間のコンクリートとか、そういったようなことが書いてあって、その辺が基準よりいいというようなことだったんですが、今後これも市のほうでこれから30年、50年新しいものをもらって管理するということを前提にいきますと、市の公共工事の基準、これとは何らか比較されてやっているのか、そういったことの同等という確認はされていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

先ほども申し上げましたように、既存の建物の図面を基にはしておりますが、基準については現在のもので設計をしていただいております。（前川議員「市の基準と比べてどうなの。」と呼ぶ）ですので、市の基準とは遜色がないものと考えております。

○11番（前川文博）

建物の建築に関する市の基準なのですが、例えばこういったところも床が難燃素材とか、壁とかもいろいろ燃えにくいとか、そういったこととかあるんですが、そういったところも全部大丈夫ということでよろしいですか。同等の基準というのは多分建てる時は公共工事であったのでそういうものでいって10年前、20年前の基準かもしれませんが、今新しいものをもらって30年とか50年この先市が管理していくということになると、そういった基準とかはどうなんですか、同等というところでは見なくてもいいんですかね。その辺がどうでしょう。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

そういったところも含めて、現在の基準で設計をしてもらっているということです。

○11番（前川文博）

分かりました。では、今の公共工事は市の建築で行う基準と同等以上の確認を取っているということでの今、答弁をいただきました。

そこで、2月の全員協議会の折に、この土地交換についての説明が結構なボリュームの文章であったんですけども、交換後は隠れた瑕疵については請求できないと、1年間はできるというような書き方があったんですが、この辺についてはしっかりとした基準で確認したから、はっきり言って心配ないよと、例えばアスファルトの下とかも多分こちらのほうも沼地だったので、ボコボコになったりもしたんですけど、そういった部分を含めても安心して交換しても大丈夫ですよということで、私たちも理解していいのか。その辺をはっきりと、持てる答弁をいただけるとありがたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

現状考え得るところについては、しっかりその設計段階から確認をした上で施工していただいておりますので、万が一のことがある可能性はないとは言えませんが、すごく少ないものだと考えております。ただ、100%絶対大丈夫ですということは申し上げられませんので、建物、土地の交換契約の中には1年間の瑕疵担保についても条項の中に入れさせていただいたということです。

○11番（前川文博）

分かりました。もう1点気になっているところを確認いたします。新しい駐車場のほうで市道上気多11号線、14号線、15号線が走っています。これが、今駐車場整備をしたら、その道路が幅

が広くなった、太くなったような状態なんです、ここの土地についてはどのようなところから持ってきたというか、話になるんでしょうか。土地交換する面積は出ておりますが、土地交換の中に入っていると、要は駐車場の面積は減るわけなんです、その辺はどういうふうな扱いで道路を広くされているのか、その辺を教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

拡幅した部分も交換面積に含めて計算をしております。

○11番（前川文博）

拡幅した部分も土地交換の交換面積ということですね。そうしますと、駐車場と同等の土地の基準となると道路の部分は入らないと思うんですが、その辺はどうなんですか。道路がない部分の駐車場としての土地の同等の基準ということではないかと思うんですが、その辺道路まで入れると、ちょっとおかしいのではないかなと思うんですが。この増えた部分がたしか674.34平方メートルなんです。ちょっと微妙な数字かなと思うんですが、その辺はどうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

拡幅した部分も含めて計算をしておりますので、そのように理解をしております。

□基盤整備部長（森英樹）

道路の部分も含めて交換しているということで、旧若宮駐車場の部分も真ん中に市道が入っておりまして、その道路部分も交換の面積に含めておりますので、当然、新旧ともに駐車場の部分、道路部分全てを含めた面積での交換ということでございます。

○11番（前川文博）

全員協議会で出た、色を塗った部分の交換なので、道路の広くなったところはその青色の部分に入っていると。ピンク色、赤色の部分にあった駐車場の中にある道路の部分がそこにいつているよという感じで見ればいいということによろしいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

考え方はそれでいいと思います。面積は多少前後しますけども、旧市道の部分も新しい駐車場の市道の部分に含まれているという解釈でよろしいかと思います。

○11番（前川文博）

分かりました。私の疑問に思ったものは大体これで聞きましたので、また分からなければ今度、委員会のほうで確認をさせていただきます。

それでは、次2点目のほうに移らせていただきます。旧神岡鉄道についてということです。1点目、鉄道施設の今後について。2点目、鉄道資産の維持管理費用について。3点目、協力金の15億円について。4点目、観光滞在時間についてお伺いいたします。

去年は飛騨市合併20周年ということで、「レールマウンテンバイク ガッタンゴー」が全線で

の走行をいたしました。全線といいましても、猪谷駅の場合信号から先はレールがありませんので入れませんし、その手前の国境橋も老朽化により通行ができなかったのも、その手前までのというところでの体験がありました。先般、2月の22日、23日には、京都府の嵯峨野観光鉄道でレールマウンテンバイクが走行いたしました。このうち1日は雪で動けなかったんですが、その後3月1日には、栃木県小山市の高岳引込線といわれる高岳製作所専用線、これを小山市と小山市観光協会が事業経営企画者となって現役で使っている東光高岳専用線路をレールバイクで線路を走ろうという企画がされて、こちら盛況だったと聞いております。

そこで、1点目、鉄道施設の今後についてということで伺います。昨年PCB撤去に伴う施設の維持について、指定管理者とNPOとで協議がありました。飛騨神岡駅のホームにPCBが使用されていて、撤去には多額の費用がかかる。聞くとところによると1億円との話でありました。結果としては、線路は残してホーム設備の撤去及び駅舎ホームからホームをつなぐ階段設備の撤去、これはコンクリート片が剥離し落下したための対応でした。

このレールマウンテンバイクの事業は、2009年5月11日の中日新聞朝刊の岐阜県版14ページに、沿線住民の一人で市観光協会の副会長も務める山口正一さんが開発したレールマウンテンバイク、廃線後の活用策に思いついたと載っております。神岡鉄道協力会のメンバーが主体でスタートした事業です。その後、飛騨市観光協会が一時運営をし、現在のNPOが今の姿にしたものです。今の形に落ち着くまでにいろいろな試作品がありました。記憶にあるのは、木製トロッコの2階建て車両を造って走らせようとして、このとき私も組み立てに関わったんですが、これは実現しませんでした。また、除雪機を改良して線路の除雪ができる機械を造り、冬の運行もしたいということもありました。

今回、まちなかコースからこのレールマウンテンバイクが始まり、今、溪谷コースが増え、昨年は念願の全線体系の実現へとこぎ着けました。直近の利用者は7万9,000人を超え、NPOとしては、これまでも全線の活用を目指して活動を続けてきております。2012年10月12日、これも中日新聞の飛騨版18ページですけども、NPO専務理事の山口さんとして、未利用区間はトンネルや橋が連続し、必ず感動するコース。レールバイクは物珍しさから本物に変わるといったことで記事になっており、現在に至っております。今後も、飛騨市の観光の一翼を担う大切な資産です。これから先の鉄道施設の利活用について、どのように考えているのかお伺いいたします。

2点目です。鉄道資産の維持管理費用についてです。昨年のPCB撤去工事や落石防止、トンネルの点検など、運行していくにはそれなりの設備費用が発生いたします。昨年12月定例会では、令和7年度からの5年間の指定管理者についての議論がありました。その中では、利益が出ているのであれば、それ相応の費用負担を求めてもいいのではないかというような話も出ました。確かにそれも一理あると思います。しかし、この指定管理施設は指定管理料はゼロ円。過去には、施設使用料として市に使用料の支払いをしていた時期もあります。気動車の修繕や木製の枕木の交換、さらにPC枕木への交換など、設備関係の保全費が年間約600万円で、それはレールマウンテンバイクの売上げの中から支出をされています。

飛騨市のレールマウンテンバイクは、今全国に普及をしております。先ほどの出張したものもあります。飛騨市の記念行事にはお試しコースとして体験乗車で出たり、東京の地下街で無料体験乗車など、飛騨市の観光の宣伝もNPOの運営費の中から支出されております。この先、指定

管理者に負担を求めていくということになるのであれば、ほかの指定管理施設も同様に考えていくべきだと思います。その際はいろいろな面、人件費などの単価など、中身をチェックしていくことも必要になっていくと思います。今後のこういった費用負担などはどのように考えているのかお伺いいたします。

3点目、協力金の15億円についてです。鉄道基金が15億円あります。これは神岡鉄道が廃線になる際、筆頭株主の三井金属鉱業から寄附を受けたものです。2006年12月議会の一般質問で明らかになったのは、事業が失敗した場合に備えた線路撤去費用が10億円、一般寄附金が5億円。この5億円を初期投資や安全対策費と当面の赤字補填に充てる。当時の第三セクター清算後、NPO法人や新たな第三セクターによる新会社を設け、運行させる方針。線路や駅舎などは無償譲渡を受け、日曜日や祝日などだけ不定期に運行する。開業は1年半から2年後を目指すとあります。この当時は観光鉄道としての再開を考えていましたが、鉄道免許の再取得などのハードルが高く、断念し、活用策を模索し、現在のレールマウンテンバイクとなっております。この基金は2007年の3月議会で15億円の受け皿として、鉄道資産整理基金10億円と、鉄道経営運営基金5億円を新設しました。現在は1つの基金15億円として管理されていますが、過去のいきさつはこうなっております。この合計は事業の運営費としての寄附金でした。ここについて、市は今どのように考えているのかお伺いいたします。

4点目、観光滞在時間についてです。レールマウンテンバイクの令和6年度利用者数は7万9,473人で、6.7%増でした。岐阜県の鶯飼の観光は、8万3,768人の入り込みでした。岐阜地域で力を入れている観光とほぼ同格の観光事業となっております。これまでも各種アンケートを実施したところ、レールマウンテンバイクの乗車体験後は、クーポン券などで飲食施設との提携があり、ある程度はそちらに誘導されて地域の活性化につながっています。宿泊などは奥飛騨温泉郷や近隣が多く、飛騨市内の宿泊は数パーセント程度となっております。岐阜県を代表する鶯飼と同格の集客力となってきております。飛騨市内での滞在時間を増やし、地元経済の活性化につなげていく施策はどう考えているのかお答えください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔神岡振興事務所長 洞口廣之 登壇〕

□神岡振興事務所長（洞口廣之）

それでは、旧神岡鉄道に関する4点のご質問いただきましたので、一括してお答えをさせていただきます。

まず、1点目の鉄道資産の今後についてですが、神岡町独自の貴重な資源である旧神岡鉄道の鉄道資産は、指定管理者であるNPO法人神岡・町づくりネットワークのご尽力もあって、現在では、市を代表する観光アトラクションにまで成長したレールマウンテンバイクガッタンゴーとして活用されており、今後も市観光の一翼を担う大切な資源であるとの認識の下、これまでどおり維持、活用していく方針です。一方で、施設利用に当たっての安全性については、定期的な点検やモニタリング調査、運行管理規程の遵守により、利用に問題のないレベルが確保されていると考えていますが、トンネル壁面のコンクリートの剥離やコースのり面の落石対策、PCB含有塗料の撤去等、施設の老朽化に伴って、今後多くの対策が必要になることも事実です。こうした

ハード面の対策は長期間にわたって定期的に行うことが必要であることから、これまでのモニタリング調査等により蓄積した課題を整理し、対策の内容及び工法等の比較検討を行い、限られた財源を効率的に活用し適切な整備に努めてまいります。なお、議員からご指摘があったPCB塗料除去に伴う旧飛騨神岡駅のホーム撤去につきましては、工事費やその後の維持管理費、PCB剥離に伴う周辺住民への影響を考慮しつつ、指定管理者とも協議の上、現在、詳細設計を行っている最中であり、工事に伴う各種の補償対応等を行った上で、令和8年度において本工事に取りかかりたいと考えております。

続いて、2点目の鉄道資産の維持管理費用についてお答えします。国家賠償法上、公の営造物の施設管理の瑕疵とされる通常有すべき安全性を欠き、他人に危害を及ぼす危険性のある状態を避けるため、施設の所有者である市が維持管理費用を負担し、所有者責任を果たすことが原則であると考えており、過去に導入されていた納入金制度につきましても、指定管理者のやる気をそぎ、効率的な運営の足かせになるとの考えから、現在は全ての施設で採用しておりません。一方で、ガッタンゴーの運行は鉄道資産を利用した指定管理者の自主事業として実施されているものであり、同事業を運営するための必要となる固有の費用につきましては、相応の負担をお願いすることも必要と考えているところです。

次に、3点目の15億円の協力金についてお答えします。結論から申し上げますと、鉄道資産整理基金の15億円については、全額鉄道資産の整理及び維持管理のための基金であり、5億円分を事業運営費に充てるという捉え方はしておりません。この点については多くの誤解があるようですので、改めて経緯をご説明したいと思います。

旧神岡鉄道株式会社において、廃線の検討を始められたのが平成16年のことですが、これと並行して、市では廃線後の鉄道資産を譲り受け、観光鉄道として鉄道事業を再開することを模索しており、この際、大きな課題とされていたのが、将来的に施設の撤去が必要となった場合の費用負担、観光鉄道を営む上での経営収支が安定しなかった場合の収支補填という2つのリスクへの対応でございました。度重なる検討の結果、市が神岡鉄道株式会社から鉄道資産を無償にて譲り受けること、神岡鉄道株式会社の親会社である三井金属鉱業株式会社から15億円の寄附を受けることで合意がなされ、平成18年12月には、市議会でも鉄道事業の再開に向けて検討することが了承されました。これを受け、翌年2月に神岡鉄道株式会社との間で鉄道資産の無償譲渡契約が締結され、この契約に付随して、三井金属鉱業株式会社との間で締結された確認書には、市が譲り受けた資産について、将来、施設の撤去等を行う場合、市自らの責任と負担で行うとした上で、三井金属鉱業株式会社はその費用見合い10億円を協力金として支払うこと。また、これとは別に、市の積極的な関与により神岡鉄道の事業が円満に廃止できたことに対し、5億円を支払うことが明記されています。

これを受け、同年3月の市議会における一般質問では、当時の船坂市長より、「神岡鉄道の再開はこの15億円という範囲内での再開であり、万が一赤字が出るとか、あるいは多額な経費が10億円を超えるというような事態が生じた場合には、存続は断念せざるを得ない。」との答弁がなされ、受領した15億円の寄附金については、新たに創設した鉄道資産整理基金に10億円、鉄道経営運営基金に5億円を積み立て、今後のリスクに備えることとされました。これらの経過を経て、市では鉄道再開の適否を判断するため、コンサルタント業者に発注し調査を行いました。その

報告書では経営再開後は初年度から赤字が続き、初期投資や5年ごとの修繕費を見込むと、20年かけても黒字化は達成できないとの収支予測であったこと。さらに、平成20年度に発注した調査においても、鉄道全線撤去に要する経費は25億8,200万円、主要橋梁8橋の撤去費用だけでも17億5,800万円に上るとの試算であったことから、平成21年3月に神岡鉄道の再開は困難であるとの最終的な取りまとめがなされるに至ったものです。

さらに、翌年の平成22年2月には、市議会神岡鉄道対策特別委員会において、「鉄道の再開が無理で、撤去費が10億円では足りないということであれば、15億円を撤去のリスク担保として一本化すべきではないか。」との意見が出され、委員長において、「鉄道経営運営基金と鉄道資産整理基金の一本化を市長に提言する。」と取りまとめられたことを受け、同年の6月議会に鉄道経営運営基金を廃止し、鉄道資産整理基金に一本化することを内容とする積立基金条例の改正案を上程し、可決されております。以降、令和2年度に、基金の処分目的に資産の維持管理を加えましたが、現時点においても15億円は全て鉄道資産のハード面の対策に充てる基金とされているところでございます。

最後に4点目の観光滞在時間についてお答えいたします。ガッタンゴーに訪れる観光客の街なかへの回遊を促し、もって観光滞在時間の延長を図るため、NPO法人神岡・町づくりネットワークでは、これまでも町内の飲食店と連携したクーポン券の発行や、旧奥飛騨温泉口駅に市内各種の観光施設やスポット等を紹介するパンフレットを設置するなどの取り組みを行っていただいています。これとは別に、昨年6月と7月には神岡商工会議所のご協力をいただきまして、大手旅行業者の担当者をお招きして、町内をご案内し、ガッタンゴーを起点として、カミオカラボや神岡城を含む高原郷土館、江馬館などを周遊する商品の造成をお願いしましたところ、具体的な商品企画のご提案をいただけることとなりましたので、今後は、実際の催行につながるよう、引き続き調整を進めてまいりたいと考えております。また、本年5月にはNPO法人神岡・町づくりネットワークが主体となって、「新しい時代への継承と、交流の増加を目指して」をテーマとするまちづくりシンポジウムの開催が計画されていると伺っており、さらなる機運の醸成を期待しているところでございます。

〔神岡振興事務所長 洞口廣之 着席〕

○11番（前川文博）

振興事務所長から答弁をいただきました。ご丁寧な説明いただきましてありがとうございます。私も新聞記事とかいろいろ調べまして、今おっしゃったことが事細かに載っております。2007年の3月とか載っております。言われたことがそのまま合っております。そこは分かるんですけども、レールマウンテンバイク、施設の管理を委託しているので自主事業でやるのであればということも分かりますが、その辺はしっかりと協議していただいて、必要なものは必要で、今600万円を毎年かけているということも出ていますので、そこは本当にお互い納得できる範囲で進めていただきたいと思います。

そこで、1番の安全性の点検の話なんですけども、今現在は例えばトンネルの点検ですと、どのような感じで点検をやっているんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所長（洞口廣之）

この廃線路に伴う安全基準というのは明確に定められたものはございませんけれども、現在は岐阜県トンネル点検マニュアル及び岐阜県橋梁点検マニュアルを準用しまして、5年に1回の近接目視・打音検査を実施しております。

○11番（前川文博）

5年ごとの目視検査と打音検査ということなんですね。鉄道のほうのよく詳しい方にちょっと聞いたんですけども、鉄道では、専門家ですね、社員がいるので専門的に見るんですが、その人たちは2年に一度の目視検査をして、そこでひび割れがあったら調査すると。打音検査というのは20年ごとが基準だということなんですが、この辺の基準ではできないですかね、費用面があると思いますので。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所長（洞口廣之）

ご指摘のとおりでございます。我々といしましては、より厳しい基準ということで5年ごとに打音検査をやるという方向で向かっておりますが、今ご指摘いただいたとおり経費面では高くなるということもあると思います。この点について、また施設の管理をしていらっしゃる指定管理者とも話をしながら、適宜、適切な方法を採用してまいりたいというふうに考えております。

○11番（前川文博）

その辺は、多分これまでのいきさつの中でそういう5年というやつで決まってきたというの私も分かっておりますが、そこまで必要ではないということであれば、しっかりとした安全運行に妨げにならない基準で設定できるように、もう1回考え直していただきたいと思います。

それでは次に移ります。各種報酬や費用弁償についてということで2点あります。1点目は各種委員の報酬の見直し。2点目は各種委員の費用弁償です。昨年9月議会においても、職員の給料とか報酬などについての質問をいたしました。今回特に、選挙が昨年から続きまして、その立会人の人手不足という話もありました。そういったところの必要性からの質問となります。

1点目です。各種委員の報酬の見直しです。今の委員の報酬は、4時間未満の0.5日扱いと4時間以上の1日扱いの2種類があります。この基準は平成16年の合併協議会の中で決定し、その後20年間にわたり見直されることがなかったようです。平成16年の岐阜県最低賃金は669円でした。令和6年は1,001円となり、ほぼ1.5倍となっております。多くの委員は0.5日3,000円、1日6,000円となっております。選挙の立会人などは、長い方ですと15時間程度の拘束となりまして、1万円と、時給換算したら666円程度。平成16年の最低賃金より安い報酬となっております。せめて最低賃金以上の単価にしないと、今後、成り手不足というか、なる人がいないのではないかと思います。給与ではなく報酬ですから、最低賃金などの縛りはないと思いますが、そういうことになるのは職員の方もあると思いますが、一般の方が多いです。多いというか、頼まなければいけません。ほかの仕事を休んで出るとか、ほかの委員会でもありますので、この点を踏まえて、今後どのような考えなのか、方針についてお答えください。

2点目は、各種の費用弁償です。この件も過去に費用弁償について聞きました。これも合併協

議会の中で、あるところが20円でやっている、公用車の利用を増やして自家用車利用を少なくするためにもこれくらいにするべきだという意見があつて、20円に決まったというのを私も聞いております。合併前の神岡町は国家公務員の旅費基準を使っていたので、1キロメートル37円ということでした。当時のガソリン代は100円以下の時代です。今回国家公務員の旅費基準の改正による飛騨市の条例改正がありますが、ガソリン価格は2倍近くに上がった、その分燃費がよくなったということも言われます。職員は公用車で出かけることができますが、一般の委員の方は自家用車使用。車両の価格も上昇していき、1キロメートル10円以上の減価償却は出ていると思います。今回も国の基準に準じて旅費の条例を改正するというものが出ておりますが、国の基準に合わせていくのであれば、この自家用車借上料も同一基準にしていくべきではないかと思いますがどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

初めに、各種委員の報酬の見直しにつきましてお答え申し上げます。各種委員の報酬につきましては、監査委員、農業委員会委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員をはじめ、様々な委員等について、日額や月額、年額が飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例にて定められております。条例では、4時間未満の会議等は日額の2分の1に相当する額と定められておりますが、多くの会議は4時間未満で終了するため、日額6,000円の場合、3,000円の支払いとなり、それを時間あたりに換算しますと1,000円から3,000円程度となります。また、終日従事していただく選挙の投票立会人でございますが、日額報酬1万円と定めていますが、朝午前7時開所、夜午後8時閉所の投票所で、その後、投票箱を送致していただく方は、最長15時間程度の拘束時間となる場合があります、それを時間あたりに換算しますと666円となります。ただし、御存じのとおり、選挙については国や県の選挙もあり、その執行に当たっては市に委託交付金が支出され、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律では、投票所の投票立会人の費用は1日につき1万900円と基準が示されています。また、近隣市村の投票立会人報酬額を見ましても、当市の報酬額が著しく少額ではないと認識しております。

いずれにしても、議員ご指摘のとおり、仕事を休んで出席いただく委員もあり、最低賃金も年々上昇しております。あわせて、各委員が担っている内容や従事いただく所要時間も変化しております。そのため、各部署において、それぞれが依頼している委員の事情を考慮し、令和7年度において、その報酬額が適当であるかどうかの点検を行いたいと考えており、見直しが必要な件については、令和8年度からの施行というような形で改正したいと考えております。

次に、各種委員の費用弁償についてでございます。各種委員の会議出席時の費用弁償は、市職員の旅費の例により支給され、また、市職員の旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律に準拠した条例により支給されております。昨年5月、国家公務員等の旅費に関する法律の改正があり、以降12月にかけて、関連する政令の制定、省令の改正が行われました。この改正により、旅費の種類が整理され、車賃はバスやタクシーの運賃、レンタカーの賃料などと一緒に、その他の交通費として移動に要した費用を実費で支給されることとなり、従来の1キロメートル37円の定額規

定は廃止されました。また、政令案のパブリックコメントの結果が9月に公表され、「タクシー、レンタカー、自家用自動車又は公用車等を利用した場合、旅費の取扱いはどうなるのか。」という問いに対し、「タクシー利用に要する費用、レンタカー又は自家用自動車、公用車等を利用に要する費用、これらに付随する費用として該当する場合、その他の交通費として支給可能である。移動に要する費用の算定方法はそれぞれ実情が異なるため、一律に規定せず各府省等で個別に判断することを想定している。旅費の請求に必要な添付資料は、省令で規定する。」との考え方が示され、その後、12月に改正された省令では、その他の交通費の請求に係る添付資料は「その支払いを証明するに足る資料」とされました。

以上のように、自家用車での移動に対する算定方法は具体例が示されず、当市のように自家用車での移動が主流の地域で、かつ、国の法律に準拠して条例を制定している自治体は、各自で検討しなければならず、現段階で結論が出せておりません。県内の自治体においても同様であり、7割以上の市では今年度の条例改正を見送り、令和7年度以降に検討するという状況でございます。そこで、当市においても、近隣自治体の動向も踏まえながら、市の実情に沿った支給方法となるよう、令和7年度中に検討し、令和8年度以降適用できるようにしたいと考えております。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○11番（前川文博）

今、委員の報酬、費用弁償については分かりました。令和8年度改正に向けてということですのでそのように進めていただいて、やっていただければと思います。

4点目に入ります。公共交通についてです。1点目、猪谷駅でのJRとの接続について。2点目、平湯温泉での高速バスとの接続について。3点目、JR高山本線の経営移管についてということです。

前段は省略して1点目からいきます。猪谷駅でのJRとの接続についてです。猪谷駅では、富山方面の列車は普通列車9本、特急が4本の合計13本が運行しております。猪谷線のバスは、平日5本、中学生や高校生が使いたい土休日が3本と少ないです。私もたまに乗車をいたしますが、朝一番の便は神岡町から茂住への通勤や富山県への通学利用があります。夕方の便は買い物や病院帰りの方の利用もあります。研究施設への利用者の方も一定数あります。この路線は幹線として重要な路線と認識をしております。沿線の人口が少ないことも利用者数が伸びない原因だと思っておりますが、普通列車の接続を増やして、乗りやすい、使いやすいダイヤを考えていくことが必要だと思いますが、この点いかがでしょうか。

2点目、平湯温泉での高速バスとの接続についてです。神岡町から東京方面へ向かうには、高山市へ出てJRで名古屋回り、また、富山県へ出て新幹線、平湯へ行って高速バスの3つですね、飛行機は車で行かなければいけないので公共交通から外しております。先ほどの猪谷駅の接続もですが、JRの高山ルートに関しても、はっきり言って接続がいいということはありませんが、1時間程度の待ち合わせをすれば乗り継ぐことが可能です。しかし、平湯温泉での高速バスの乗り継ぎは、行きが10分での接続、少し遅れると心配な時間です。帰りにつきましては高速バスの到着5分前に神岡行きが出発しており、幸いその時間体は40分後に次のバスがあるので何とかあります。でもこの1往復しか接続はしておりません。平湯行きは平日が5本、土休日は3本。神岡行きは、全日毎日3本の運行となっております。高速バスは1日4本あり、繁忙期には深夜の

運行が増えております。

神岡町の人口も6,000人台となり、人口減少が進んできております。住みやすいまちづくりには基本的な生活ができることも重要ですが、公共交通の利用のしやすさも必要です。朝午前7時35分の平湯発の高速バスに乗るために行ったら、神岡町から4人の方がそれぞれ車で来ておりました。運転できない方は家族に送ってもらって来ております。過去に一度だけ高山市から高速バスに乗って東京都に行ったことがあります、すごく時間がかかり、ロスだなということを感じました。運転手不足ということも重々分かっておりますが、何とか高速バスとの接続を考えていくということもできないものでしょうか。

3点目です。JR高山本線の経営移管についてということでお伺いいたします。今富山市はJR高山本線の維持・活性化に向けた検討を進めております。運営の主体を別の交通事業者などに移管した際に、財政負担が最も少なくなるとの試算をまとめ、路線の維持に向けてJR側との協議を進める予定です。そこには3つの案がありまして、富山市がレールや車両を保有し、管理するJR側が運航を担う上下分離方式。JR側が管理や運行を行い、市が維持管理費を負担するみなし上下分離方式。そして、運営の主体を別の交通事業者などに移管する、経営移管方式の3つです。10年間の設備投資費やランニングコストなどの試算を進めたところ、経営移管方式にした際に、財政負担が最も少なくなる見込みとの結論に至っております。

これまでに、富山県ではJR城端線とJR氷見線がJR西日本から、あいの風とやま鉄道に経営移管することが決まっております。このケースを参考にし、富山市はJR高山本線について、JR側と協議を進め、新たな運営形態の方針を決めていくようです。「JR高山本線」とあえて正式路線名で言っておりますが、本線の根室本線も災害により途中で線路が消えまして、なくなって2つに分断されました。平成16年には高山本線も宮川町で切れて分断する、廃止になるということもありましたが、あの状態でなくなって分断しております。北海道の留萌本線も、これはもう行き止まり線ですが、2023年3月には一部が廃線となり、2026年、来年の3月には全線廃止。一番近いところ北陸本線は、これは新幹線の開業によりですが、353.8キロメートルあったものが45.9キロメートルとJR線が13%まで減りました。残りは県ごとに経営が分断されて、つながっていますけど、細切れ状態です。

今、高山本線もこういうふうになりかけようとしていると思います。ここから東京都へ行くにも、富山県経由のほうが所要時間が短く、飛騨市からもある程度の利用もあります。バスの神岡猪谷線で猪谷駅での接続ということもあります。宮川町や河合町での線路と並行したバスの運行も始まりました。今後、広域的な公共交通も見えていく必要があるのではないかと思います、その辺どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

前川議員にお伝えします。最初の質問で時間の計測にミスがありましたので、10秒間プラスをさせていただきますと思います。

では、答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、3点いただきましたので、一つ一つ答えていきたいと思っております。市内の公共交通に

関するお尋ねでございます。

まず、1点目の濃飛バス、神岡・猪谷線については、神岡町と富山市猪谷をつなぐ路線であり、猪谷駅でJRと接続できるダイヤでの運行となっております。議員ご指摘の猪谷駅での接続できる便が少ないということについては、これまでも重点テーマと位置づけて様々な検討を重ねてきたところであり、2年前には定時路線を維持しつつ予約便の導入により、猪谷駅での接続便を拡充する方針で計画しましたが、ドライバーの不足により実現できなかった経緯があります。現在においてもドライバー不足は深刻で、現行の運行本数からの増便は困難な状況です。一方で、本路線の今年度の利用者数は年間約3,000人、1便当たり平均1.0人、1人の乗車人数にとどまっている状況です。加えて、路線運行に対する市の負担額は、真水で約2,700万円に上り、市の財政状況から見て、既に限界を超える水準にあります。このように、ダイヤ改正以前の問題に直面しているのが現状です。本件については、1月に開催しました公共交通会議でも取り上げましたが、今後、一部路線での予約便の導入など、抜本的に運行内容を見直すなど、路線の在り方を検討していく必要があると考えております。

続いて2点目のご質問です。神岡町と高山市上宝町をつなぐ、上宝・神岡線は、もともと、上宝町栃尾・本郷地域から飛騨市民病院への通院や飛騨神岡高校への通学等を目的とした生活路線であり、運行本数も限られていることから、高速バスとの接続までの考慮は困難な状況と交通事業者より伺っております。こうした地域をまたぐ幹線については、お隣の高山市とも情報共有を行っているところでありますが、議員ご指摘の件も含め、今後も交通事業者とともに協議をしてまいります。

3点目のJR高山本線の経営移管についてお答えします。富山県内を運行するJR各線の経営移管については、新聞報道等で承知をしているところでございます。一方、岐阜県内においては、現時点ではJR線経営移管に関する動きについては聞き及んでおりません。地方鉄道路線をどう維持していくかという議論については、全国各地でなされており、JR高山本線についても、今後の方向性を議論する必要があると認識しておりますが、御存じのとおり、JR高山本線の富山県内と岐阜県内ではJRの管轄も異なりますし、JR高山本線は、富山県においては県内の通学、通勤利用が多く、岐阜県内では、名古屋方面から飛騨地域を訪れるインバウンドを含む観光客利用が多いという特徴があるなど、利用客層の違いがあります。特に、特急ひだは富山県まで運行されてこそ、外国人旅行者の利便性が高まるという側面があり、実際に富山県から高山市、下呂エリアに入る外国人旅行者も多いと承知しております。このような状況により、特急ひだを含め、JR東海エリアにおいては、廃止や経営移管についての議論が出ていないのではないかと考えているところでございます。

いずれにしても、岐阜県内のJR高山本線は、美濃太田まででも7つの沿線自治体、美濃加茂市、川辺町、七宗町、白川町、下呂市、高山市、飛騨市があります。高山本線強化促進同盟会等の広域協議会で議論していく必要があると思いますので、引き続き情報収集に努めてまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○11番（前川文博）

公共交通の答弁をいただきました。1番、2番、分かっている内容で予想したとおりの話なん

ですが、確かに本当にドライバーがいないので、もう今いろいろなところで苦勞しているというのは分かっています。乗る人も少ないというのも分かります。ただ、私乗っているとき3、4人乗っていることが多いので、ならすと1人なんですよね、乗らない便があるということなんです、以前のときはスクールバスも兼ねているというのもあったんですけど、多分もう今それはなくなってきて、本当に利用する人だけなのでこういうことだと思います。

上宝町のほうは高速バス、これは上宝町から猪谷までの1路線なので、多分この中での話になると思いますが、そののやつをやろうとすると無理なものも分かっているんです。そこをまた今後も考えていただければと思います。

3点目のほうなんですけども、要はJ R高山本線の話なんですけど、これ本線とあえて言ったんですけど、例えばJ R東海でも12の在来線があるんですよ。東海道本線、御殿場線、身延線、飯田線、武豊線、それから関西本線、紀勢本線、参宮線、名松線、それから中央本線って太多線と高山本線と、本線というのは12分の5なんです。これって重要な路線なんですね。それが分断されているのが今全国である、そして災害で駄目になって廃線になっていくということもあると。これは富山県の西日本のところだというよりつながっている路線なので、これは飛騨市としても広域でやっぱ富山県へ通う人もいるし、富山県から仕事で来ている人もいますので、そういったところを広く見て、全般の公共交通を考えていくというのは重要だと思いますので、その辺はぜひ考えていただきたいんですがどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

この件に関しましては議員おっしゃるとおりかなということを思っています。私も学生の頃とか、J R高山本線というのは、名古屋市と富山県、いわゆる太平洋と日本海を結ぶ大切な路線である。だから本線だということを習ったような覚えもあります。そういった意味も込めて、今後そういった公共交通、それはバスも含めて当然そうなんですけども、しっかり議論していきながら、飛騨市の市民の方の交通の足といいますか、そういったものを確保したいというようなことを感じております。

○11番（前川文博）

ぜひ議論を進めていただいて、鉄道が切れることのないようなことをやっていっていただきたいなと思います。本当に人が少ないということで、いろいろなところで不便が出てきます。ドライバーがいないので、タクシーもないということもありますが、公共交通、本当に夜の足も大切ですので、頑張って維持していただきたいと思います。

以上で終わります。

〔11番 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で11番、前川議員の一般質問を終わります。

以上で、質疑並びに一般質問を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号から議案第39号までの32案件につきましては、お手元に配付しました常任委員会付託一覧表のとおり、常任委員会に付託いたします。

次に、議題となっております議案第40号から議案第55号までの16案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました予算特別委員会付託一覧表のとおり、予算特別委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、これら16案件は議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。明日、3月7日から3月10日までの4日間は、委員会審査のため本会議を休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、3月7日から3月10日までの4日間は本会議を休会することに決定いたしました。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は3月11日、火曜日、議会運営委員会終了後を予定しております。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午後4時07分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

澤 史朗

飛騨市議会議員（3番）

小笠原 美保子

飛騨市議会議員（4番）

水上 雅廣